

明治廿七年二月二十六日第三種郵便物認可

MAGAZINE

OF THE PRISON

SOCIETY OF JAPAN.

NO. VIII. AUGUST, 1902.

VOL. XV.

明治廿一年五月創刊

本月一號二十日發行

監獄協會雜誌

明治三十五年

八月二十日發行

印刷所 東京市麹町區內幸田一丁目五番地

第拾五卷 第八號

監獄協會發行

第十五卷第八號目次

○口 繪

山下技師歐米賦會建築談圖解(第二)

○論 說……………(一頁)

●監獄作業論(フクトル、クルーゼン君)……………

●愛知慈善會に就て(第五號の禮)……………

●名古屋控訴院檢察長 藤堂 融君……………

●歐米賦會建築談(前號の續)…………… 山下啓次郎君

●所謂階級制に就て…………… 印南於菟吉君

○雜 錄……………(三三頁)

●獄事小品…………… 龍 涯 漁 史

●涼椅漫筆…………… 別 天 生

●監獄視察談……………

○統 計……………(四五頁)

●明治三十五年六月末日現在全國在監人員表……………

●同府縣別表……………

●同囚人刑名別表……………

●同上訴人員表……………

○雜 報……………(五一頁)

●典獄會議(外數十件)……………

○叙任辭令……………(六三頁)

●寄 書……………(六四頁)

●囚人教育の卑見…………… 鳥取市 國 司 廣 勝

●看守教養に就て希望…………… 北 寒 子

○會 報……………(六八頁)

第十五卷第七號目次

○口 繪

●放貴族院議員小原重哉君肖像

●山下技師歐米賦會建築談圖解……………

○論 說……………(一頁)

●監獄衛生論…………… フクトル、クルーゼン君

●司法警察に就て(五月於茶話會)…………… 法學士 松 井 茂 君

●歐米賦會建築談…………… 技師 山下啓次郎君

●分房制と衛生…………… 警察監獄學校講師 小秋元三八吉

○雜 錄……………(三〇頁)

●虎列刺の話…………… 淺川醫學博士の談

●南京虫の話…………… 佐々木理學博士の談

●遇囚一則…………… 石井滄處

○統 計……………(四〇頁)

●明治三十五年三月末日現在全國在監人員表……………

●同上府縣別表……………

●同上外國人國籍區別表……………

●同上囚人刑名別表……………

○雜 報……………(四八頁)

●在監人懲罰度數表……………

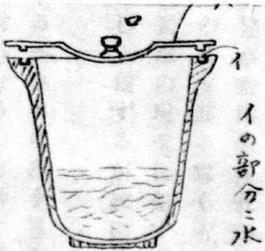
○叙任辭令……………(六一頁)

●寄 書……………(六一頁)

●放貴族院議員小原氏の尋歴(外數十件)……………

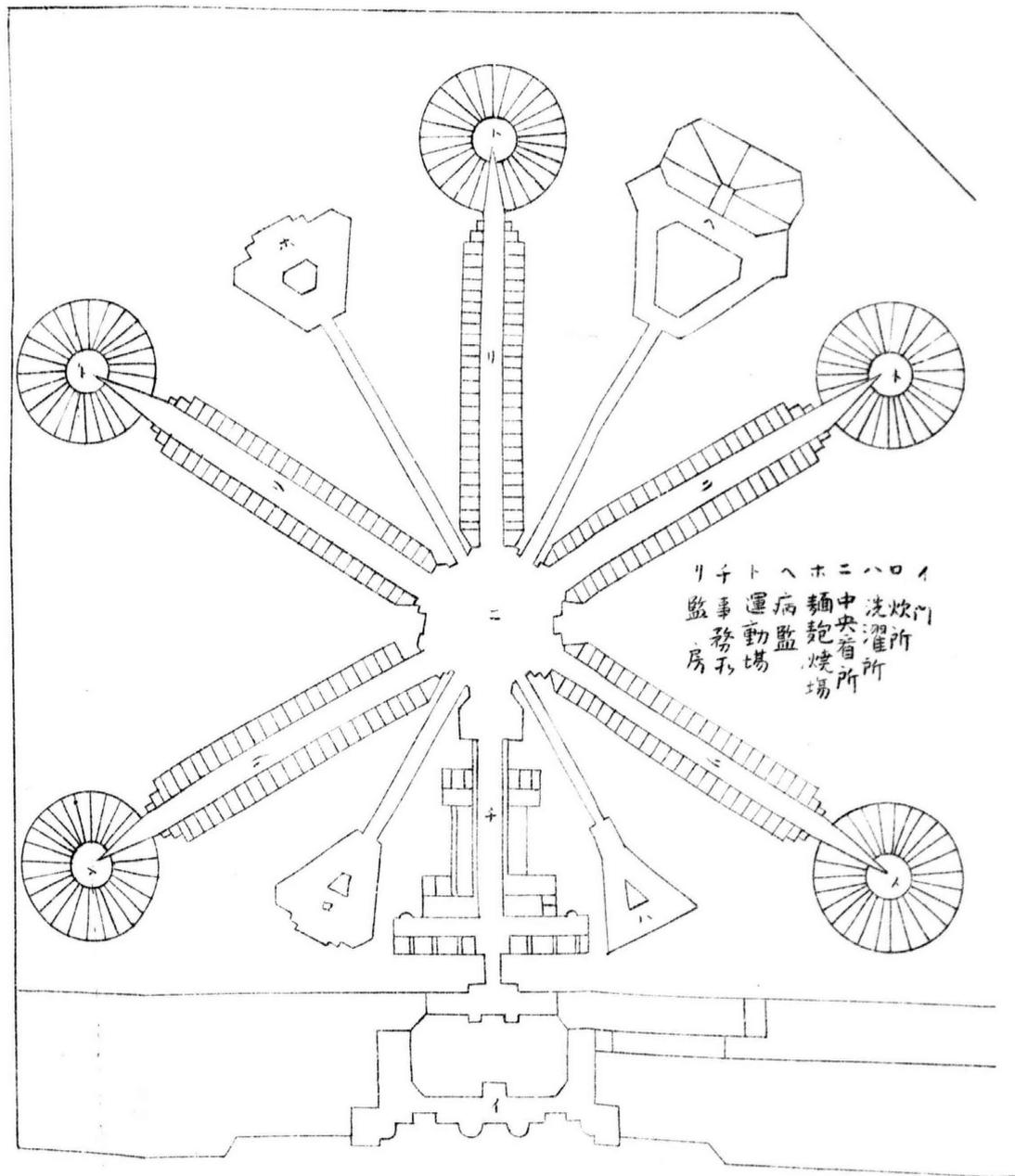
○會 報……………(六一頁)

●臺灣總督府列官に望む…………… 在臺北 東



イの部分に水あり

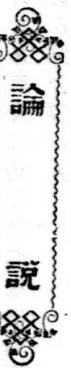
圖 七 第



監獄協會雜誌第十五卷第八號

(明治三十五年
八月二十日發行)

論



○監獄作業論

ドクトル、クルーゼン君

説

(一)

左の一編は前號所掲監獄衛生論と共に前司法省備兼警察監獄學校教師ドクトルクルーゼン近著日本獄制一斑の一節を抄譯したるものなり其の説く所必ずしも悉く肯綮を得たるものと謂ふ能はされども外人が我監獄の現況に對する觀察の一斑を知り併せて改良施設の参考に資するに足るべしと信ずるが故に此に之を掲げて會員諸氏の閱覽に供す

日本に於ける監獄作業は頗る有益にして其發達も亦見るべきものあり日本に於ては監獄需用の物品は成るべく囚人を利用して之を製作せしむるの方針を採れり故に囚人の被服臥具の如きは殆ど總て監獄に於て製作したるものに係る斯の如き方針を採るか故に囚人にして監獄用の作業に就役する者頗る多し而して其殘部は工

業及農業に就役せしむ作業の収入は大部分國庫に歸し一部分を囚人に給與するものとす抑も監獄作業なるものは或程度まで各國の工業と關係を有し且つ自から其國固有の性質に適するものたらざるへからず各國に於て囚人をして總ての作業を執らしむる能はざるは勿論一國內に於ても其地方に依り異動なき能はざるは當然にして例へば我普國の東部地方に於て七寶工をなさしめむと欲するか如きは到底望み得へきことにあらず日本に於ける監獄作業の種類は漆器工、七寶工、製紙工、扇子及日傘工、洋傘工、疊工、日本の家屋の床に用ゆる所の敷物繪畫工、彫刻工等是なり尤も是等の作業は全國を通して凡て同一なりと言ふにあらず疊工の如きは重に南部及南西地方に行はれ七寶工は唯京都及横濱に於て之を施行す尤も従前は東京巢鴨監獄に於ても之を製作したりと雖も今日は之を廢止せり其他一二の監獄に於ては特別なる専門作業を有す即ち東京集治監には大なる煉化製造所ありて五百人乃至六百人の徒刑囚は常に之に就役し年々十乃至十五萬圓の收入あり煉化一萬個に付其價四十圓なり民間製造所に於て製造する所のものは七十圓乃至八十圓なりと云ふ又京都に於ては非常に美麗なる段通を製作し東京巢鴨監獄に於ては電燈用の諸器械を製作す

監獄作業の種類は監獄則施行細則第四十三條に規定する所にして其數種類のものは殆ど總ての監獄に於て之を施行せり即ち米搗、瓦工、煉化工、石工、鍛冶工、

染工、木工、紙工、指物工、桶工、藁工、耕耘、炊事、掃除等はなり其他女囚に對しては重に編物工、裁縫工、補綴工、洗濯業等を施行せり監獄當局者が若し施行細則規定以外の作業を採用せむと欲するときは特に司法大臣の認可を経るを要す日本に於ける監獄作業中最も多數の囚人を就役せしむる作業は縫織工にして七千四百九十七人の囚人は常に此作業に従事しつゝあるの實況なり

男囚は場合に依り石割工、開墾、採鑛、農業及堤防工事等の外役に就かしむるとを得外役施行の場合に於ては煉鐵の鎖を用ゐて二囚毎に聯紳し十人乃至二十人を以て一隊とし看守三人をして之を戒護せしむ開墾は重に北部の島地即ち北海道に於て之を施行す開墾の成績に就ては今日大に見るべきものあり尙ほ將來に於て必ず著しき成績を顯はさしむるを得べし囚人を採鑛業に従事せしむるとは今日三池集治監に於て之を實行せり炭山は三井鑛山會社の所有に係り此會社のため毎年殆ど一萬噸の石炭を採掘すと云ふ囚人は一囚若干の賃錢を以て之を會社の受負に付す其賃銀の割合は之を自由労働者に比し非常に低廉なり此會社は間接に國家の恩惠的補助を受くるものと云ふべく日本に於ける石炭輸出業の發達上最も利益を與ふるものなりと云ふべし然れども囚人をして闇黒界の作業に就役せしむるとは衛生上及規律上の點より或弊害あるを免かれずと云ふの理由を以て之が廢止を主張する者尠からず惟ふに東亞の石炭市場に於ける外國の競争者は大に其廢止を歎

迎すへしと雖も日本の利益の點より之を觀察するときは俄に之を廢止し能はざるものゝ如し

囚人の中定役に服するの義務を有せざる種類のもの少からず拘留、輕禁錮、禁獄囚、別房留置人、刑事被告人等即ち是なり、此等の在監人の總數に對し其割合可なりにも多數なり千九百年末の調査に據れば刑事被告人のみにて七千二百七十五人即ち在監人總數五万七千七百二人に對し殆ど其八分の一に該當す普國に於ては此等の囚人と雖も大部分は任意的の勞働に従事す蓋無聊を慰めむと欲するが爲めのみにならずして自ら又之に依て利得する所あらむと欲すればなり日本に於ては請求に依り勞働に従事するを許すの規定ありと雖も其實作業を執る者甚だ稀なり是或は日本人の性質及習慣の大に我普國と異なる所あるが爲ならむか定役に服するの義務を有せざる囚人にして作業に従事する場合に在ては其就役時間、作業の種類工錢等に付ては總て定役囚に對するの規定を準用するものとす

服役時間は毎月増減ありと雖も休憩時間を除き少くも七時間(十二月多くも十時間半六月及七月とす)斯く月に依り不同ある所以のものは點燈の費用を省くと共に木造に對する火災の危險を防かむとするの趣旨に由る(多くの監獄は石炭油を用ゆ其電燈を用ゆるの監獄は僅少なり)服役時間は各種類の囚人を通して凡て同一とす(普國に於ける懲役監の服役時間は時期の區別なく總て十二時間とし地方監獄に在て

は十時間乃至十一時間とす)免役日は一年間僅かに十二回の祭日に過ぎず(監獄則第十八條然れとも或一部分の官吏をして日曜休暇を與ふるの必要より實際に於ては日曜日をして休役日となす所尠なからず此他各囚人にして若し父母の喪に當りたるときは三日間の休業を許す此規定あるを以て之を見るも如何に民間に於て一般に父母の喪に對して吊意を表するの厚きやを知るを得べし囚人の作業は大部分受負業にして其官司業に屬するものゝ割合は極めて僅少なり(例へば鐵道局郵便局又は軍術等に供給する物品は總て官司業とす)受負人は作業素品を供給するの外尙は器械器具及必要の授業師(監獄の指揮監督に服従すべきは勿論なり)を提出するものとす工錢は或は製品の出來高に依り若くは就業の人頭數に依て之を算出す(賃錢は非常に低廉にして今日の實況に依れば其額僅かに平均五錢四厘我十一「ペンニヒ」に過ぎず)

普國の懲役監に於ては諸官廳需用の作業は總て一日四十「ペンニヒ」の賃錢を以て之れに應ず(受負人より支出せしむべき金額は監獄に依り不同なりと雖も千八百九十八年乃至九十九年の調査に據れば囚人一人に對する平均年額二百三「マルク」十二「ペンニヒ」即ち三百日を以て一年の就役日とするときは一日凡そ六十七乃至六十八「ペンニヒ」の賃錢を拂ふの割に該當す之を要するに内務所轄監獄に於ける所得は司法省所轄の監獄に比し著しく多額なり)

定役囚に對しては普通一人前の健康なる勞働者の爲し得へき高を標準としたる課程を定めて之に服役せしむ課程の了否は毎日罷役前之を檢査し課程を了へたる者は罷役を許し然らざる者は尙ほ就役せしむ病者幼者老弱者不具者未熟者等に對しては相當の輕き課程を定めて之に課す

作業收入の一部を割きて工錢として之を囚人に給與す監獄の用役に従事する囚人に對しては相當の賃金給を定めて之に工錢を給與す給與工錢の高は重罪囚及輕罪囚に依て同しからざるのみならず初犯者と再犯以上者に付て區別を設く其最低額は十分の一にして最高額は十分の六とす施行細則に依る給與工錢額の標準左の如し

- 一、初入者には重罪四十分の二輕罪四十分の三
- 一、再入者には重罪四十分の一輕罪四十分の二

但再入者にして刑期一年以上を經過し作業に勉勵するときは初入者の例に準ずることを得

賞標一個を得たる重罪囚には十分の三輕罪囚には十分を四、其二個を得たる重罪囚には十分の四、輕罪囚には十分の五、其三個を得たる重罪囚には十分の五輕罪囚には十分の六を給す

給與工錢に對し日本に於て採る所の方針は囚人は工錢に對し出獄の際其全部を交

附せしめらるべき權利ありと認むるが故に囚人は在監中犯則行爲ありたるが爲めに懲罰に處せられ若くは國の財産に對し損害を加ふることあるも之が爲めに工錢を褫奪せられ若くは工錢を以て賠償に當てしめらるゝことなし然れども囚人は在監中濫りに其工錢を費消することを得ず當局者は成るべく之を貯蓄して出獄後生計の資に供するを得せしめむとするの方針を採り尤も囚人は典獄の許容を得て其貯蓄工錢の半額まで之を親族に贈り若くは副食物の補給に充つることを得酒類、ビール、煙草及茶は總て之を嚴禁す

監獄經費監獄作業上の收入中其工錢として囚人に給與したる部分の外は總て監獄經費の補助に充つるものとす監獄の經費は千九百年十月一日までは國庫經濟及地方經濟の二種に分つ集治監に關するの經費は國庫より地方監獄に關する費用は地方經濟より之を支出せり此方法は千八百八十年に於て國庫の負擔を軽減し且つ其當時紙幣濫發の結果財政の窮乏を救ふの必要に出でたるものにしてラートケ著日本の經濟及財政論四七三頁單に監獄費のみならず同時に諸國費も亦之を地方の負擔に移せり其當時國庫は之に依て毎年二百五十万圓の負擔を軽減せられたりと云ふ實際に於ては尙ほ多額なりと云ふ監獄經費を地方經濟に移したる結果中央官署に於て周密なる監督を加ふる所ありしに拘らず實際に於ては各監獄行刑事務の

不統一を來し殊に官吏の俸給四人の給與其他の收入に付地方に依り非常の異同あるを見るに至れり例ば同し東京に在ても集治監に於ける重刑に付せられたる囚人は却て警視廳の地方監獄に於ける輕刑に處せられたる者より比較的善良の處遇を受けるが如き事實を見たり茲を以て政府は監獄費國庫支辨案なるものを議會に提出し遂に其協費を経て千九百年十月一日以來總ての監獄に關する經費は之を國庫の負擔に屬せしめ之に依て全國の監獄行刑事務を統一せしむるの方針を實行することとなれり

監獄經費の千八百九十七年乃至千八百九十九年三年間平均年額は四百三十五万二千九百九十圓にして此内作業の收入凡そ百二十六万九千九百七圓なり此三年間に於ける在監人一日の平均人員は六万六千九百九十九人とす即ち囚人一人に對する經費年額凡そ百四圓一日平均額二十九錢にして之に對する囚人一人の收入額は僅かに平均年額十九圓日額五錢二厘の割合に該當す尤も是は全體の囚人に對したるものにして單に定役に從事する囚人の少數に割當るときは平均年額凡そ二十三圓日額六錢三厘に當たる割合なり即ち六万六千九百九十九人なるものは在監總人員にして此内定役に服する囚人の平均額は五万五千九百十三人なり

千九百年十月一日以降監獄經費の豫算は六百二十万圓にして此内六十万圓を以て監獄の新築及修繕費に充つるの設計なり

普國の内務省所轄に屬する三十三個の懲役監及十八個の大禁錮監に於ける二万四千六百四十八人(千八百九十九年三月卅一日調査)に對する收支額左の如し

支出總計

八百十二万四千百三「マルク」即ち一囚一日の費用九十一「マルク」五「ペニヒ」

收入總計

二百六十二万五千九百七十四「マルク」即ち一囚一日の所得二十九「マルク」六「ペニヒ」

國庫補助額

五百四十九万八千百十二「マルク」即ち一囚一日六十一「マルク」九「ペニヒ」

○愛知慈惠會に就て (第五號の續)

名古屋控訴院檢事長 藤 堂 融君

本編速記は前號に掲載すへき筈なるも速記の都合上少しく機を失せり舊聞に屬するの據あるに至らしめたる所以のもの一は紙面の許さざる一は速記翻譯の機を失したることに依る茲に事實を告白して讀者並に會員諸士の寛恕を請ふ

それから保護事業でございます。保護事業の事はどうするかと云ふことになりま

すると是れは前年より多くの人と申すのではございませぬが段々に世話を致しまして、さうして夫々業に就かしめ産を興さしめた者も少なうございませぬが、又寄宿所と云ふものを設けて置きまして其中に人数を限つて收容して居りましてさうして其の所から又通して業に就かしめて居る者もございます、て此業は曾て廢しも致しませぬが、まだ今日の所ではそれが充分に事業の方の着手が盛んになつて居るかと云ふとそれは先づ今申上げた通り第二の創業たる創業事務の方をやつて居りまして此會の根基を立派に定める時期になつて居りますから其方には餘り力を注いで居りませぬでございます、故に此事も暮月ならずして其根基を定むることが出来るでございませうから然る後に此事業の方に向つて全力を注ぐ考になつて居ります、で唯今斯う云ふことでございますからどうぞ此事の有益なることは論を俟たぬことでございますから何れも斯う云ふ事業が各地方に於て勃興致しまして益盛んになりますやうに御盡力になりましたならば至極結構なことであらうと思ひます、決して私の致して居ります事を諸君に發して誇り示すなど云ふやうな譯ではございませぬ、何しろ私も始めてさう云ふ事に手を出しまして又後來斯う云ふ進路であると云ふことを申上げましたならば私と志を同うする所の御方は又一日でも私が先へしたことを御聞置き下されますると御参考になることは論を俟たぬことでありますから其事を概畧申上げた次第でございます、

決して誇りやかに御話した次第でございませぬから其邊は能く御聽分を願ひたうございます、

それから此監獄協會の方へ特に望んで置きますことは此事業を進むるの方法でございます出獄人と云ふものをどう云ふ風に業に有り付かしむるのであるかどうか云ふ風に取扱ふべきものであるか斯う云ふことでございます、此事は非常に研究に研究を重ねた上でないと大に誤ることがあるであらうと思ひます、素より出獄人保護會と云ふも慈惠會と云ふも何んと云ふても出獄人保護の目的を以て起す所の斯の如き團體と云ふものは或商賣をするとか何んとか云ふやうなこと、決して同しものではございませぬから其資本の多きを望む譯ではないのでございます、資本は先づ外かの會若くは社と云ふものに較べましたならば是ほど金の要らぬものはないだらうと思ひます、故に金を非常に集めると云ふのが決して目的ではない又外かの會の如く金を出して仕舞へば會員の義務は終つて仕舞ふと云ふやうな筋合のものではない、此金と云ふものは或事業を成立させる爲めに餘義なく要るのであるから、會員より會費を取り或は寄附を求めるとはあるけれども此會の目的と云ふ者は會員たる者は皆心を一にし力を戮せて僧たり俗たるを擇ばず官たり野たるを論せず皆一所になつて苟くも此會員に名を列する者は互に戮力して今の世の中から排斥して犯罪人を憎んで捨てるやつを捨てずに皆世話をしてさうして人

にも世話をさせ自分にも世話をすると云ふが爲めに其奴が世の中に出て其民に交つて恒の産と恒の心とを以てさうして立派に生活して行くことの出来るやうに導いてやると云ふ御世話をして下さるのが一番でございます、それが若し欠けたならば縦へ金は百萬圓積んで置きましたもトント何の役にも立ちませぬのでございませぬ、故に金よりも世話でございます其世話と云ふことを能くやつて貰はなければなりません、所が此世話も斯う云ふ或目的の爲めにやるものであるから世話も其仕方依つては大變に害の及ぶことがございます、是は犯罪人であると云ふことを知らせますると縦令或製造場或工場等へ入れて置きましたも犯罪人が刑を終つて出獄して来たのであると云ふことになりまると縦令雇主は之を看過して入れまして外かの職工仲間が承知しないことになりませぬ、不安心を懐いて自然排斥してどうすることも出来ぬと云ふことになりませぬ、故に工業場等へ入れるにしても其持主とか取締役などは之を知つて居らなければならぬにしても仲間にはトント知らせぬやうにして置かぬと大變な都合が出来ませぬ、又警察官が監視を執行する爲めに警察署へ月に何遍出て来い或は出やうが遅いと警察官が直き行つて見る或は泥棒があつたさうすると何んでも彼奴じやなからうかと云ふ風で、此所に何某は居るかと云ふて友達等の居る前で其者を公然呼出して調べるとか屢警察官から御用があると云ふ様子を見せまると彼奴は臭い奴だと云ふことを直き外

かの者が覺ります、それが爲めに直き其所も落付いて能う居られぬことになつて出なければならぬ次第になります、それから或は寄宿舎等のことを大變獎勵して合宿所を餘計置いた方が宜いなどと云ふやうな説を執つて居る人もあるやうでございます所が、此合宿所などと云ふものは、それは業は興へませうが奈何せん監視の付いて居るやうな人間でございますから私の家へ泊めることは當分斷りたいたい通いならさせて見やうと云ふ者があるから止むを得ず通いにさせることになりませぬ、故に一月と半月と通ふ内には斯う云ふ人間ならば私の家へ泊らしても宜いと云ふ話になつて来ると願つたり叶つたりだから向ふへ渡して仕舞つて跡に又一人遣入ると云ふ筋合になります、決して澤山人間を置いて通はせるが出獄人保護の方法と考へては大變な違ひになるので真に合宿所と云ふものを置くやうなことになるのであります、是等は唯一二の例でございますけれども此出獄人保護の實況に至りましては歐羅巴邊りでは非常に研究を積んだものでございまして日本に於ても心ある人は充分御講究も重ねて居られることとございませうが、先刻より申上げる通り私共はまださう云ふ事に一向經驗も何もございませぬ、唯自分の考で斯うせずばなるまいと云ふ位のこととでございます、故に此協會に望んで置きますのは、どうぞ夫等の事の智識を持つて居られ實驗を積んで居られる所の御方は本會の機關たる監獄協會雜誌上へ其事を御掲載になりまして、さうして我々始

め此事業に志あり且つ從事して居る所の者にして此方法を能く知らぬ所の者に一つ教へて下さるやうに願ひたうございます、又監獄協會の方でも夫等の事項を御取調が出来らば特に取調をせられて雜誌に其事を御掲載になつて廣く御願ひになることを希望致します、出獄人保護の事と前に申しました刑法の目的云々と云ふことはハンの一端の例でございます、此社會に色々血腥い汚はしい事がある、それを悉く全滅することを期するものでありますから此目的は社會を立派に覺醒して清らかにして行く効能があるのでございます、それから又同じ人間社會では互に相扶け相養ふと云ふことは人類の本義であります、此人類の本義を盡して四海同胞兄弟の中に遂に止むことを得ずして此境遇に沈んで仕舞ふ者のないやうに互に導き互に扶けてやると云ふことは眞に人類の本義を盡す美事と思ひます、では等の利益を澤山挙げましたならば素より是よりも多數のものであります、何れに致せ此事業は誠に善美のものであるから其之をやるに於て充分なる方法を盡したならば必ず此事業の發達せざるとなく又此目的の達せざることなしと云ふ見込でございます、誠に長い間喋りまして御退屈でございます、拍手起る

○歐米獄舎建築談

(前號の續)

工學士
司法技師

山下哲次郎君

此他長屋式に建て、居る處の監獄は英吉利の倫敦附近に在る處のウォルムウードスクラップ、是は英國では随分有名な監獄であります、矢張り長屋式に建て、居る、さうして仕事は皆オーベルン法に依つてさせて居るのであります、或る者は廊下に出し廊下にて簡易なる仕事をさせて居るものもあるやふであります、其等の關係からか分りませぬか監房の並んで居る廊下の中央位の處に便所の張り出して作つてあるのは他に異つたる建築法であります、英吉利では大概七尺、十三尺九尺と云ふものをば部屋の大さと極めてある、古い奴を改良しつゝあるのは皆此大さに極めて少しも是は異動を爲して居らぬのでございます

次に申上げるのは放射式であります、是はスターシステムと申しますが余程早くから出來て居るので、即ちペンシルバニア州、フヒラデルフヒヤの東部監獄は此中が一番古いので、我々建築家は之を、ペンシルバニア、スタイルとも言つて居るのであります、此建築は處々方々にある、何處の國でも斯う云ふ形式を執つて居ります、就中此中で最も能く出來て居ると云ふのは、即ち白耳義國のブラツセル府に在る處の「サノ、シル」の監獄であります、是は先年小河君が門の寫眞を持つて來て

協會雜誌などにも出て居るやうであります、此監獄の建築に就て少しお話ししたいと思います、(第七圖參看)

此部分圖を指すは事務所である、それから(ア)は炊事場、右の方にある(イ)は浴場洗濯場であります、此處にある(キ)は麵粉を焼く處で、斯う云ふやうな風に配置を爲した外に附屬家を廊下を以て連結して居つて、少しも外に出ないで中央看守所で奇麗に如何なる用をも辨ずるやうになつて居る、此房翼の中で我國にないのは、一番取付の部屋です、監房に行く處の一番取付の部屋が少しく大きくなつて居る、此處に分房で仕事をしたり何かする者をば監督する看守、或は授業手のやうな者が此處に居つて、監督をするやうな風に出來て非常に便利に出來て居るのである、此方法はサンマル監獄ばかりでなくて、獨逸英吉利佛蘭西等の監獄も斯うなつて居るのがあるやうであります、是等は余程便利なものであらうと思ふのであります、此白耳義の監獄は嚴正なる分房を執つて居るのであります、殊にサンマルの監獄は非常に嚴正なる分房式を執つて居るのであります、囚人が一寸監房から出るにも必ず面を被らなければならぬと云ふことになつて居り炊事場の如きも、野菜類を調理するとか、或は着を調理すると云ふ處は皆別々になつて居つて、さうして一人々々其の部屋に這入つて拵へて居る、それまで嚴正な分房をやつて居るのでありますからマア世界に殆ど類のない監獄と思ひます、今此處に拘禁して居

る人員は六百二十人あつて、さうして一人に付て九十二平方米突位の地敷を以て建築してあるのであります、それから教誨場の如きはどうか云ふ處にあるかと云ふと、矢張り中央看守所の上の方にあるので各宗皆別々の装置を以て中央看守所の上の教誨堂を拵へて居る、それから此處は典獄の官舎になつて居つて、或は此處に番兵の居る處もある、今監房に就てお話をしますと、此圖が(圖)は略す丁度監房の斷面で三階造になつて居る、さうして回廊がズツとあつて、監房の大きさは三米突の高さで、四米突の奥行で二米突の巾になつて居り、丁度佛蘭西の者と髣髴たるものであります、煖房法はどう云ふ風にしてやつて居るか云ふと、部屋の外に通ずる小さな穴があつて、是から冷めたい空氣が這入つて來るそふすると管が三本室内に通じて居て其管が蒸汽で煖めてあるから只今這入つて來た空氣は之に依つて煖められる面のみならず房内の悪い空氣は廊下にある處の二つの禮から新陳代謝するやうになつて居るのであります、さうしてあちらの監獄では皆監房の上即ち小屋中に燧道が設けてある、それは廊下側のズツと先きまで通じて居るのであります、悪い空氣が監房より出て來て此燧道から抜けて行くやうになつて居ります、此外に小屋中に水管が通つて居つて、監房に水を供給するやうになるし、又鐵で全く出來て居るのもありますが、此サンマルのは木にして、さう

して薄い鐵板が張つてある、而して此扉は監房の中方へ開く様に出來て居る是は實に奇妙なのであつて、問うて見た處が中から非常な場合に囚人が飛出して來て看守に害を與へるときには、外開きになつて居るよりは内開きになつて居る方が防禦するに都合が好いと云ふことを言つて居ります、さう云ふ方法であると隨分疑はしいのであります、或る處に行くとは是まで内開きとなつて居つたのを今日は外開きに改良しつゝあるのもあります、即ち佛蘭西の今度のフレレーヌの監獄の如きは外に開くやうになつて居る、それから其戸の大きさは大概高さが六尺六寸巾が二尺五寸ばかりであります、窓は鐵格子建であります、サンヨルののは我國でやつて居るやうな風に、縦にホールトを入れて居るのであります、横には平たい即ち鋼鐵の帶鐵をば入れて居るのであります、

又普通の平鐵を用ゆる場合もありますが其方向は普通日本にて鐵下見杯を張る方法でなしに全く反對の方向に並べて上の方に向いて居ります、此頃莫吉利てやつて居るのは多く此法を用ひて居るやうであります、併し是は普通の鐵ではいかない、極堅い處の鋼鐵を使なのであります、此外日本で我々が建築をするのに一番苦むのは便所であります、サンヨルの監獄は便所を置いてないのであります、それは矢張り便所に依つて取るやうになつて居ります、それは丁度廊下の方の壁の中に孔が明いて此處に小さい板戸が締つて居つて、さうして之を矢張り囚人が

明けて中から便器を取出して來て、用便を爲し後で又之を入れて壁の間に納めて置く、さうすると壁の中に臭氣を抜く孔があつて先刻申しました隧道に依り排氣するやうになつて居る、此方法は壁が厚くなくつては逆も出來ない仕事であらうと思ひます、それから燈火のやうなものは實際斯う云ふやうに建物が石とか、煉瓦とか、燒物等の如く何も燃失物を使つてないから電氣燈を使ひ、或は瓦斯を使つて、其儘に裸火にして仕事をして居る、殆ど火事など云ふてとは思はないことに構造が出來て居るのであります、

今茲に星形の配置に付て其利害得失を論ずるは頗る早計に失する様であります、試に普國クロイネー氏の所説を擧げんに氏は曰く星の形にして澤山翼を出すのはいけない、監獄に適當なる、且都合の好いのは十字形にして四階造とし其三翼に百六十人宛事務所付の翼に六十人、總計五百四十人位の設備にするのが一番宜いと云ふことを言つて居ります、現に今日普國に於て建築するのは大概四翼の様であります(此時左の如き圖を畫く(圖は略す))

我國に於ては多く星の形を用ひて居ります、而して家が低いからして従つて空氣の流通、光線の射入と云ふことは高い家よりもつと樂でありますから、或は四個以上の翼を出しても差支ないと思つて居るのであります、

次に申上げたいのは鞘造式であります、是は即ち亞米利加で此頃やつて居る處の

式であつて、丁度我國に昔あつた處の鞞造の監獄に似て居る、其鞞造たるや皆鐵の構造になつて居るから大變都合が好いのであります、丁度私は亞米利加で見ました處の「ボルチモア」の監獄や「ニューヨーク市」に在る「ツーム」拘置監、それから華盛頓市に於ける拘置監の如きは皆近來の建築にして此方式に依つて建てられてあります、鞞造と云ふ方は先程申しました通りに外壁をば石又は煉瓦を以て拵へて、さうして中は鐵を以て監房を造りたるなり而して其監房は脊合せとなり背後に六尺ばかりの空隙あり恰も中廊下の如くなり此空隙が非常な用を爲すので、此處に瓦斯管、煖房管、或は便所から悪水を排除する處の管の如き皆此中に通つて居て、必要の場合には自由に人が這入られるやうになつて居ります、「ボルチモア」の監獄は私の見ました處の中が一番完全なるものであります、それは此頃出来ましたので千八百九十六年に竣功して、周圍の附屬屋の如きは漸く千八百九十九年に出来上がつたのであります、囚人は千九百一年の統計に依ると九百六十人這入つて居る、此監獄の位地は角地あつて、さうして煉瓦塀などは拵へてなくて建物の外壁か往來に接して居り建物の壁と云ふのは中の監房から離れて居ります、事務所の如きは隅角の處に建てられて居るから非常に便利を爲して居るのであります、先づ一階が事務所、二階が典獄室や面會所と云ふ様なものになつて居る、其上に三階があつて、看守長、看守室になつて、四階が圖書室、學校、それから五階が

教誨堂、地中室へ行くと云ふと、囚人の浴場があつて一時に百人位這入れるやうに出来て居るのであります、而して監房はどう云ふ風に出来て居るかと云ふと、丁度此處に……是は「ボルチモア」の監獄ではありませぬが、矢張り同様に出来て居る監獄の寫眞があります此の通りになつて居ります（此時寫眞を示す）それは華盛頓の「ステート、ベニテン」シャリ即ち亞米利加合衆國に屬したる監獄の一でありませぬ、丁度今は造りつゝあるのであります、監房の大きさは長さが九尺巾が五尺五寸、高さが八尺、廻廊が三尺の巾しかないのであります（此時圖を畫く）（第八圖參看）下階に於ける廊下の全體の巾は十六尺で建物全體の巾は五十六尺高さは全體にて四拾一尺あります、斯る高き所に監房があります故に囚人の飛下りる危険を防ぐ爲に、飛下りることの出来ないやうに鐵柵又は網が張つてあります、而して亞米利加で此頃此建築をやり出したのはどう云ふ譯かと申しますと御承知の通り此國にては鐵の材料と云ふものが容易く得られるやうになつたのか一の原因でありませうが、又一は非常に地に高價であるものであるから、成るべく地所を儉約して、さうして多くの人を容れるやうな工夫をしなければならぬと云ふので、之をやり始めたのであります、此方法に依るときは壁が極薄くて濟む、監房と監房との間の壁は鐵板が二枚重なつて其間に鉛を入れて締め付けてあるから、丁度今までの構造に比較すると總体の面積の三分の一は壁で以て埋めて居たのが

此構造にすると云ふと其三分の一と云ふものは殆ど役に立つやうな譯になり僅かの地積の所に澤山の部屋を造ることが出来ると言つて居ります、此構造法に依ると監房と監房の間仕切は鐵板二枚と中間狭んだる鉛板一枚でありますから音響を防ぐ事は覺えないものであります、唯々監房を別にすると云ふ位のこと互に音響を以て通ずることは亞米利加ではちつとも構はずに自由にやらして居るのであります、監房の戸は格子造にして引戸になつて居る、外の方に車が付いて扉は個々に錠を付し締りを爲すのみならず又之を一齋に開く事も出来る裝置になつて、それが監房の棟の一番端の方に任掛けてあります監房は成程狭いけれども、前面が皆格子になつて居るから非常に空氣の流通が宜いに相違ないのであります

〔運動場はどこにありますか？質問する者あり〕

此構造にては運動場と云ふものは別にないのであります、運動するときは廊下を下りて運動して居るのであります、然らざれば丁度日本の監獄のやうに同工場に於て一緒に工事を晝間やつて居ります、

以上申上げたのは今日諸外國に於て採用する建築法の三形式の大要であります、此れより全体に付て私が面白く感じた所の事を二三御話仕様と思ひます

御承知の通り外國では監房は大概分房になつて居りますが分房にあらざして囚人を多く一つ室に收容する場合は大なる室の中央に金物にて網を作り丁度鳥籠の如

き物を作り之に網の仕切を爲し一人宛の寢臺を付け之に就眠させるから雑居であつても肉体を直接に觸れしめないやうになつて居る、日本見たやうに雑居と言つて其儘大勢一緒に這入つて居るのは余りない様であります

〔便器はどうです？質問する者あり〕

便器は勿論小便位は西洋では寢臺の下に便器を入れてあるから、それで便するですが、大便のときは看守が此處に巡廻して居りますから外に出すであらうと思ひます、そこまでは注意しませんでした、

それからもう一つ獨逸で以て此面白く感じたのは(此時圖を畫く是は一つの監房ですが、是は便器で、腰を掛ける處を明けるやうになつて居る、全体ウチタークロセツト、即ち水で流す便所がどこにもあれば宜いけれども、田舎に依つてそこに流しても大きな下水に通ずる途がなければ困るから、監獄の中に大きな下水水道を捨へると云ふことは出来ないから、已むを得ず日本のやうな便器を捨へなければならぬのである、さう云ふ處は部屋に斯う云ふ腰を掛ける處が出来て、此下に便器を置くやうになつて居る、左圖は即ち瀬戸物で出来て居る、其瀬戸物が勾ひを發するといけないから、面白く焼けて居る(此時圖を畫く第九圖參看)

(P)は持手で(P)は蓋になつて居ります、それで用を辨じた後で此蓋を締めて置くから(P)の部分にある水の爲めにちつとも臭氣が發しないのであります、是は至極考

へた方法であると思つて私が見て來ました監房の中にある處の器物であります、此器物は丁度此圖にもある通り柵が二つあります、此處に備付けてあるのはどう云ふものがあるかと云ふと、即ち朝子を掛けるものが柵の下に付いて居る、柵中には麵麩を切るナイフ、牛酪入、鹽入、飲料物入、麵麩、書籍、靴磨き、アラシの類が備へてあるやうであります、それから瘋癲病室の構造と云ふことに就て非常に向うて苦心して居るやうで、大變に金を費して居るやうであります、是は仕方ない、水を掛けて部屋を洗ふことの構造にして置かねばならぬのであります、故に部屋は皆護謨を引いたスツクの切を以て張つてあります、縦ひ不潔にしてもそれを直ちに洗ふ事が出來ます、其他段々見ました中に色々變つた處もありませんけれども、大体は右お話ししたやうなもので、此上尙ほ詳しく申しますれば際限のない事でありますから、是は今日申上げぬことにし尙本邦監獄の構造改良方法等に關しては未だ意見を發表する譯に參りませぬからは後日の事とし、是て本日は御免を蒙ります、拍手起る。

○所謂階級制に就て

印南於菟吉

其の始獄制の渾沌たりし時代に於て而かも今尙行はるゝが如き雜居制は到る所の邦國に於て熾んに歡迎せられ却て寧ろ分房制に非難を試むるの時に當て英國に於てはマコンキ氏先づノーフオルク島に尋てクロフトン氏も亦愛爾蘭に標識制なるものを施行せり固よりマコンキ、クロフトン兩氏の説多少差異なきに非ずと雖も要するに所謂階級制なるものに外ならず共に一定の段階を付し囚人の運命は獨り囚人自ら之を左右するを得せしむるの念を融發涵養せしめ自奮自制の志想は直ちに段階を上昇せしめて以て比較的に自由、特權、愉快を享受せしむるの制、兩者相通じて同じ、予は今茲に其の差異を詳述するものに非ず階級制の利害に就て多少論述せんと欲するのみ

一たび階級制の主唱せられてより以來オーベルマイエルは巴威里にモンテシノスは西班牙にデスバインはサヴォイにメルロホツプは露にデメツツは佛にウキツヘルン獨に各々之を施行し比較的に其効を收めつゝあるに至る是を以て米に於ても亦此主義を採用しユルマイラ威化監獄として吾人の間に知られつゝあるものは則ち之なり亦以て如何に一時歐州社會を聳動したるかの一斑を知るべきなり、然れ

ども今日に在ては一般に分房制の利益を公認せられたるを以て漸次衰退に赴き唯僅かに殘蠱を保て遺物を守るの經濟上已むを得ざるの措置を採るのみ其の變遷沿革の主要は之を詳述するの機會を得ずと雖も讀者は宜しく現時の制度として實際上階級制の維持を努むるあるも是れ他に原因するものにして必ずしも理論上階級制を是認したるに非ざるを諒得せられんことを望まざるを得ず

我邦に於ても亦讀者の知る如く階級制を採用せり、而かも少しく愛爾蘭制と狀態を異にして其の精神を採用せり即ち多年之を研究したるホルツェンドルフ男の理想と同じく階級毎に之を別監に移送するの煩と經費とを避け一監獄に幾多の階級を設け以て同一典獄をして支配せしめんことを計り尙著るしく彼と異りたる點は分房の設備なきことなりとす前者の利害に就ては必ずしも深く問はず後者分房の有無は洵に以て階級制の精神一半に死活を與ふるの力を有す之れを飲くに至ては即ち之を喪失するに等し若し夫れ強て予をして謂はしむれば現に實行せられつゝある我國の階級制は甚だ不完全なりとの批評を下さざるを得ず

然るに治獄の實況に就て之を見るに主として關西地方に於ては所謂階級制と稱して無賞表者に對しても亦幾多の段階を付し之が殊遇を與へんとする方法大に行はるものゝ如し是れ予の主として茲に研究せんと欲する所なり

階級分類は素と個人的遇囚を全からしむるの一段として採用せられたりと雖も

其の之を實驗するに迫りては却て個人的遇囚を害するに至るを免かれず既に一定の分類摸型の内に鑄入せられたる以上はまた深く個人的關係を省察するの要を忘れ易きは勿論進んては個人的關係に依り殊遇せんと欲すれば偶々以て分類階級を破壊せざるを得ざるに至るべく是れ實に分類待遇の弊にして却て是あるが爲めに真正の遇囚法の發達を阻害するに至るを免かれず予の階級分類を非とするは主として茲に存す

今日關西地方に於て實行せられつゝある無賞表者の階級分類は果して能く完全に其の規定の定むる所に従ひ之を實行し得るや否や想ふに遇囚の旨義に至つては一の空文に終はるなきの弊なきや否やを疑はざるを得ず若し之が實行に堪へ得ずとせば囚人をして徒らに官吏の所遇に疑を抱かしめ其の威信を損ふに至るべく從て感化上非常の障害を與ふるは言を俟たず之を實行し得るとせば多少之に就て異議を挟むの餘地あるを信ず

無賞表者の階級分類を施行する所に在つては多くは最下級囚の處遇法として勞苦多き作業を科せんと試みるものゝ如し勞苦を以て刑罰の一段に供し其の痛苦を比較的大ならしめんとするの思想を公然標榜して以て而かも之が實行を試みんとするはハワード以前の獄制に後退せしむるものと謂はざる可からず其の非理なること喋々の言を要せずして明らかなり思ふに或は英國の階級制に則り以て之が規

程を設くるに至らざりしか、予の想像にして、誤なしとせば、是れ大に其の精神を誤解したるものと謂はざる可からず、愛爾蘭制に在ては最下級囚即ち新入囚は最初の九箇月間分房に拘禁し利益なき作業を科するを以て本体とせり、茲に所謂利益なき作業とは必ずしも勞苦多き作業の謂に非ず、修習を要せずして何人も爲し易き無趣味の作業を謂ふに外ならず、現に實行しつゝある作業も亦恰も我邦の繩綯の如きものにして、填絮業船縫に使用するもの、板縫縫間に嵌入するもの、糸糸なりを採れり、其の之を施行するの趣旨、全く分房と相關聯す、犯罪の徒多くは無職業なるを以て作業を修習せしめんと欲すれば、實行上分房拘禁なるを以て幾多の支障あるを免かれず、依て已むなく斯々る無趣味の作業を採るの必要あるに至りし所以なり、是を以て靴、裁縫等の特技ある者に對しては依然分房内に於て同種の作業を採らしむること勿論とす、然るに漫然一は構造上分房拘禁の法を採用する能はざるに獨り作業のみ彼に倣はんとするは大に其の精神を没却するものと謂はざる可からず。

階級遇囚の要素として尙數ふ可きものは食物購求なりとす、食物購求は昔時囚人給養の不足なる時代に於て之を補充せしむるの遺物にして、其の不當なるや言を俟たず、英國に在ても、今を距る三十有餘年前之が廢止を斷行せり、即ち囚人をして野卑なる餌を以て、真心喚發の手段に供するの非なること、及一面良民は營々刻苦し尙其の餘剩を生ぜざるに僅少の貯蓄あるの故を以て、贅澤品に供せしむるは刑罰執行の

本體に背き且貯蓄の感を薄からしむとの理由を以て食物購求を禁止せり、之が爲めに囚人の健康上些の影響を及ぼさざるは勿論、我邦に在つても現に之を實行するの監獄場なからず、然るに一は之を廢止し他は之を廢止し得ざるの事情及理由なかるべきは吾人の想像する所畢竟其の之を存するは從來の慣習を打破して之が廢止を斷行するの勇に乏しきのみ、若し夫れ全然之が廢止を斷行し得ずと爲らば階級遇の一條件と爲さずして寧ろ或特別の状態に應じ長期刑囚の者範圍を狹縮して許容するの方針を採るを可なりと信ず。

此の他優遇の手段に供せられたる者は坐席、被服貸與品の良否等瑣末の事項に過ぎず、亦以て囚人をして優遇を得んとすの釣餌と爲すに足らざるべし、階級分類をして至正純潔なる優遇を與へんと欲すれば、緊嚴なる獄則の下殆んど其の餘地なきを苦しまざるを得ずとの苦訴、我邦の先覺者に於ても果して心私かに慙歎する所に非ざるなきか。

以上の理由を以て予は現時各監獄に於て採用する所の所謂階級制を設くるの非なるを認む、遇囚法他なし唯當さに着々個人的遇囚の旨義をして完からしめんことを努むべきのみ、何ぞ苦んで今日分類の舊態を襲はむや、一監獄拘禁の囚員多大に失するは事實なりと雖も、之が爲めに個人的遇囚の旨義を没する能はず、獄制改良の前には宜しく適當なる囚員に制限する方法を講じ、若し是すら爲し得ずとならば

姑らく眼を閉ぢ無能を忍び致々として個人的遇囚に則り犯罪防遏の手段を講ずるあるのみ亦決して故習に倣ふの要あらざるなり
予は尙茲に特に愛爾蘭制の骨髓たる中間獄の組織大要を述べて以て参考に供するの強ち徒爾ならざるを想ふ

中間獄は所謂最上級に位する囚人を收容するの場所にしてラスタクに在るものは唯僅かに鐵柵を以て建造されたる二棟の屋舎を有するのみ一屋大凡そ五十人を收容するに足る其他別に圍障の存するなく戒護看守は一の武器だに携有せざるなり囚人は自由に監外の農業及民の使傭に従事することを得べく唯一定の時刻に歸監すれば足れり囚人の教養亦大に努むる所ありて普通土曜日の午後には討論會なるものを開き甲論乙駁互に智識を練磨し以て將來世路に立つの準備を成す此時に際して教誨師及教師は早や既に教養者たる資格を脱し一個の朋友と爲つて其の討議に與る、日曜日にも亦彼等囚人の間に親密なる團樂交談の席開かれ終つて午後教誨の席に列するを常とす云々教誨師オルガン氏の報告
中間獄の光景宛然エルマイラの書圖と等しふす、知らず我邦また此輩に倣ふて燦んに茶話會を利用し以て彼等自新の念を煥發するの一助に供せずや刑罰を以て教育と同一視せんと欲する輩に向つては予此舉を勸奨せざるを得ず
英國アレクストン監獄教誨師ジョンクレイ氏は精緻的確なる思想を有する監獄學者

にして吾人の最も信頼すべき先輩者たり氏白く安全精確に囚人を分類することは殆んど人力の爲し能はざる業なりと信ず予は六七人の囚人たりとも尙能く適當に分類し以て自由の交談を避くることの到底不能なるを信せずんばあらずと誠に然り難居の弊を避けむとすれば絶對的離隔の利なるに如かざるは言を要せずして明かなりと雖も或特別なる事情例へば農業の如き作業を採らしむるの必要あるときは善良なる囚人を撰拔し一小團として勞作せしむるも亦甚だしき弊害なき實例を得ることなきに非ず然れども概して階級分類の法は比較的注意を以て慎重に囚人を分類するにも拘はらず尙罪惡の傳播結合等の弊害あるを免かれずマコノキ氏は固より分房を以て自然に反するの制なりと信じ且一面隊伍を組んで多數の囚人勞作に従事するの弊を知るが故に自然に反せず寧ろ自然に伴ひ五六選良の囚人と共に起居勞作を爲さしめ互に善行を保護せんことを努むるの方法として階級制を案出し之に依て責任、同情、交友及誘惑の抵抗等の思想を涵養せしめんことを欲したり然れども果して能く此希望を全ふせしむるの効果を待たりや否や若し効果ありとせば恐くはマコノキ氏其人の力を待て始めて始めて完成すべきなり惜いかな氏も亦此點に於て失敗に終はれり氏の管理せるノーフオルク監獄の僚友ドクトルツラソーン氏は之を證明して曰く五六の囚人私交は種々の惡計を企畫容易ならしめ終に爆發を企つるに至れり縱令カトリック教師は豫め其の偽善を裝ふの徒あるを

看破し之が警戒をマコノキ一氏に與へたりしと雖も破裂暴動の止む可からざるに至れり(同氏罪因處遇論)エリサベス、フライも亦囚人小區分の方法を實行し唯空想に趨りたる制度として經驗上失敗を招きたり

愛爾蘭制の一時歐洲獄事社會を聳動したる所以のものは、全くクロフトン氏の管理其宜きに適したると且教誨師オルガン氏の熱心なる盡瘁に依り、死囚を他邦に移住せしむるの策を採りたるが爲めに、其の効を奏したるのみ依然雜居混同の弊は亦此制度にも免かれざる所なり或は以て愛爾蘭制の創始以來偶々罪囚の減少を來したる事實あるが爲めに之れを其の特徵として賞賛する者ありと雖も是れ其の真相を穿ちたるものに非ず、現に此新制度を未だ施行するに至らざりし地方監獄に於ても罪囚の急劇なる減少あるを以て未だ必ずしも愛爾蘭制の特徵として觀る可からざるを知るべきなり、時恰も飢饉の厄年去りたると且一面米國移住者の多きとに因り一般人民の減少を來たし從て此の如くマコノキ一及クロフトン兩制施行せざる監獄に於ても空虚を告ぐるに至りし當時の飢饉は實に罪囚の多數を驅て監獄に投入せしめたるを以て飢饉の去ると同時に罪囚の減少を見るは自然の理なり其の後クロフトン氏管理の任を辭したるの曉依然其の制を襲ふにも拘はらず終に創始者たるクロフトン氏をして羅馬の監獄會議に書を送り予は數年間愛爾蘭監獄に對し何等の關係を有せず而して予は全く現任者の遂行しつゝある制度に對し反對せ

ざるを得ざるなり請ふ先づ其の弊害は近時調査委員の討査に係る報告に就て知る所あれと絶叫せしむるに至りし所以のもの全く該制度の効果は人に存し制度其物に附隨せざるを知るべきなり該報告書に依ればクロフトン氏も其自己の制を編用するに依りて愛爾蘭制は實に雜居混同の弊を免かる可からざるものにして殊に我邦の如く數十囚を一階級の下に置き起居勞作總へて同一ならしむるが如きは一層其の弊の多大なるを證するものにして若し夫れ之を階級制と謂はば極めて幼稚なるものと評せざるを得ず、一般階級制の祖國として知られたる英國に於てすら千八百七十九年調査委員は特に前上述べたるラスク選良囚の弊事を看破報告し尋て千八百八十七年に於て過度に賞讃せられたる愛爾蘭制の此遺物を廢棄するの止む可からざるに至りし所以を以ても該制度の運命を卜するに足る可からずや



○獄事小品

○規 律

龍 涯 瀧 史

若し我邦の將來に於て新文明に調攝すべき新しき

社會的の道德を要すとせば、規律は必ず其の一なるべし。從來の日本人は餘りに無規律なるに過ぐ。會合の時刻に懸直あり。面會に時を讓はず。起居臥廢法なし。斯の如き國民は時間の貴重を知らざる者なり、勞働の生命を知らざる者なり。規律を以て單に外形のみと謂ふ勿れ、規律は大なる道德の標號なり、即ち是れ私を以て公に殉する

なり。少を以て多に攝するなり。社會秩序の中に自己の幸福を認めむとする他愛的精神の發表なり。是を以て紀律ある社會に訓練せられたる人民は、犯罪尠く、無規律なる國民は、犯罪多き所以の理を想察するに難からざるべし。

殊に無規律社會の内に生育を遂げたる罪囚に向つては、規律の何ものなるを、實物教育に依つて、知得せしむるの一層切なるを感す。先づ司管者自ら紀律を勵行して、國民的模範を彼に示し、而して後、彼に實むるに紀律勵行を以てす、若し眞に彼等にして規律の一斑だに納得するを得ば、少くとも規律保維の具たる法律を破るに至らざるべきなり、米國の一罪人死刑に臨みて懺悔して曰く、吾犯罪は農起の規律を斷行する能はざるに起因すと。畢竟規律を恪守するは即ち私心の誘惑に打勝つことなればなり。私心の誘惑に勝つてこそ始めて能く罪人の汚名を免かれ、進んては正真純潔の品性を有する偉大の國民たるを證明することを得べきなり。

○目安箱

目安箱、巨木削りに於ては監内目安箱の設置あり

マルチン等の改良家を引證し、適當なる監外者の參監は頗る感化上有効なるを唱道せり、然るに英國の當局者は斷乎として之を拒絶す、タラツク意平なる能はず、著書に論稿に暗に其の無能を嘲る、予は平生タラツクの摯實、公平、精緻の識見に服する者、然れども此一點に於ては英政府の意見に同せざるを得ず、殊に我國に在ては狹隘なる範圍の中に制限を加ふるの必要あるを認む。比較的一般人の宗教心ある彼邦に在ては、之が爲めに甚だしき妨害を被むる虞なかるべしと雖も、是れすら歐洲大陸に於ては、和蘭を除くの外、悉く非官吏者の參監に對しては、格段なる制限を加ふ、各國巡閱官の設置ある今日に於ては、早や既に外國人士の巡視を受くるの要なく（ハツアは一人の巡閱者として各國監獄を歴遊せり）、且特別なる利益あるの外、一般人士をして、行刑の場所を巡覽せしむるは遇囚上弊害あるを免かれざるなり、是を以て各國大凡そ監獄協會員保護會社員適當なる新聞記者宗教家、法學者等に限定せり、最も亂暴なるは米國とす、甚だしきは觀覽料を徴收してさへ市民に參觀せしむるあり、否らざるも監獄日曜學校の教師として裁判官に依託するが如きは（アイ

と聞く。分房制の濫觴は寺院僧侶の讖悔室より胚胎し來れりと雖も、白耳義の有名な監獄改良家ダクベチヨは白耳義監獄の目安箱に依り、蒐集したる情苦の大多數は、惡むべき卑劣なる囚人と雜居せんよりは、獨房をこそ望まされ、との希望に依り、一層分房の必要を感じたりと謂ふ。目安箱の利用必ずしも衛生組合、旅店に限らざる也。而かも之を監獄内に設置するに當ては頗る慎重なる考量を要す、巧に之を利用すれば必ずしも一概に不可なりとはせざるも而接の容易なると交談城府を設けざるの感あらしむる様、彼等に感悟せしむれば、また目安箱の必要あらざるなり。

○監獄參觀

和蘭の昔時に在て、著しく監獄改良の實績を收めたる所以のものは、有名なる改良家スリッピンガーなる者ありて、熱心に着々改善を圖りたるに起因するは、萬々なりと雖も、私設の監獄協會員及其他の監外人士等、熾んに監獄の門に出入するを許し、或は親ら監房に訪問し出獄善後の計に參書し、或は僧侶説教を試み、或は授學の席に列し教鞭を採る等の、監外者の行爲與つて力ありと謂ふ。タラツク亦此舉を贊しハワード、フライ、サラー、オツ州）平々凡々として怪むに足らず、監獄を以て全然學校と見做すの進化（？）は予獨り之を此新文明國に於て見るあるのみ。

○作業の注意

日本人は手工業に練熟すとの評あり、手指の運用自在なるの國民は、分房適用の上に、極めて恰當の位置に在るものと謂はざる可からず、作業と分房との調和は彼れ歐洲に在ては、監獄學者實務家の常に苦心慘憺たる所、我に在ては容易に此調和を計ることを得べく、分房囚に適當なる作業を發見することまた敢て難きに非ざるなり、竹細工、指物、網工、機工、靴工等は是なりとす。

囚人をして就業せしむる第一義は、宜しく伎倆を養成するを以て主眼とすべし、必ずしも其の數量の多きを欲する勿れ。熟練は能く出獄後工匠と爲つて生計を立つるを得べく、徒らに數量の多きを貪らしむるの結果、其製品粗雑に流れ易く、從て工匠社會の排斥を招くに至るべし、加之慎重の注意を欠かしむるが如き意思を養成せしむるは、感化上最も避けざる可からず、又監獄作業として、一面より見るときは之に依て多少自由労働競争の弊を防ぐを得べければなり

○監獄内の教育

我邦監獄内の教育は極めて不完全なり、衛生と教育の不完全は常に予の思念とする所、今試みに監内教育に關し白耳義の實例を引證して以て參考に供せんか

白耳義の在監入半數は入監の時に於て全く無學文盲の徒なりとす、之に依り監獄内に學校を設くるの必要は無論にして大小の監獄何れも皆之が轉移せらざるはなし或人問ふて曰く囚人の屬々轉移せる小監獄に於ける教育法如何と其の答に曰く刑期の極めて短小なるが爲めに學校の効績を見る可からざる徒に對しても尙道徳講壇を行ふが故に社交上有益なる真理と智識とを注入する上に於て遺憾なきを期せりと學校教課は讀書、習字、算術、文法、歴史、地理の主要幾何及線畫の初歩を授く特にまた工匠技藝に關し講説する所あり無學文盲の囚人に對しては成るべく僅小なる時日に於て讀書の方法を授け書籍館の特別惠澤に浴することを得せしむ又作業休役の時及祭日に於ては有益なる講壇の席に列せしむ、囚人の大多數は放免前に於て少くとも初等教育の大意を受くるに至る書籍館は各監獄に其の設備ありて常に以て宗教教育の書籍を蒐集す

に在ることを示すに在り殊に累犯者たる窃盜詐欺取財、強姦、毆打、殺人等の所爲ありし者に對しては特別の講壇を開き専ら正義、家庭の愛及愛國の感情を發達せしめんことを目的とす

○教育の眞意

教師は授學生に學科を授けんとするに當ては頗る慎重なる注意を拂はざる可からず、疑もなく教育は習慣を作り、常に忍耐勉強の氣風を養成するのみならず、職業の趣味道徳の眞善美を發揚し人類の幸福を増進して、不徳犯罪貧苦の妨遏を計るの目的を有す、唯徒らに讀書、習字、算術等を教ゆるあるも他の必要なる教育の要素と相伴ふに非ずんば、却て無智害悪なき怠惰者をして狹窄危險の窃盜漢たらしむるに終るべし、要は能く宗教道徳の分子と相併立せしむべきは、宜しく社會教育の主眼とすべき點なり、監獄教育は之よりも尙一層倫理教育ならざる可からず、讀書を授くるも文字の知得は附隨の利益にして専ら心性の開發を努め習字は日用の便に供せしめ算術は以て正確定理の存在を示し小にしては家計の用に充つべく歴史地理は愛國心を喚發し忠臣義士の故績より世界に於ける日本の地位、習易、物産等特に北海道臺灣南洋諸島進んで墨耳古等移住地方の地理を講説

るのみならず尙小説詩集其他悞樂の書にして道徳及教育上有効なるものは之を網羅せり之が爲めに囚人讀書嗜好の念を馳起し感化上受くる所の利益鮮少なりとせず

俗話の道徳講壇は常に開かれ之を機會として特に社交上の義務を講説せり俗話は一般囚人に對し即ち宗教の如何に關係なく簡單なる道徳上の題目を捉へ來つて之を説明す、目的とする所業より教誨感化の効を補助發揚せんとするに在りて兎角教誨師の所謂教誨なるものは宗語を交へ宗教教理に依ること比較的に多く爲めに十分宗教の精神を體會する能はざるの虞ありて之の稱奏功せざる所以のもの全く茲に存す故に之を補はんが爲めに寧ろ一層宗教教誨をして効あらしめんが爲めに俗話講壇を施すに至れり而して其講壇は一週間一回開かるべき上等司獄官會議に依て決定せられ教師自から學課の開閉前後十五分乃至二十分間講壇を掌り社會に存在せる惡弊を指摘し最も悲しむべき最も耻づべき行爲を彼等の心理に銘刻せしむ其の講壇の題目常に異なりて或は道徳の美を發揚し或は實質上道徳上の利を説て之が實行を促がす、一言に於て蔽へば講談の目的は吾人の社會に於て爲さざる可からざる義務を教へ其の根本義は勸勵道徳及宗教

勸獎して以て移住民の利便を計り唱歌は正しき情意の發展を促がし圖書の畫線修練は即ち心性の直諒ならむことを求むるに在り、此等の學科と共に倫理教育を加へ徒らに形式的に趨らしむるの念を一掃せば所謂監獄教育の徴候大に見るべきものあらむ、智識は力なり……善にまれ惡にまれ……惡智識は社會的教育の恐るべき弊なり、監獄教育もまた授學の方法をして惡徳養成の媒介たらしめんことを要す

○分房囚の教育に就て

分房囚授學の場合には之を他囚と共に教場に侍せしむるも可なりや否やは、好箇の疑問なり、或は分房主義を嚴正に解釋し運動學校も亦此主義の貫徹を努めんとする者あり、或は運動、學校、入浴等の場合に於て多少の餘裕あらしむるも監督を密にすれば左まで害なしと謂ふ者あり、近時一般に構造上後者の標準を採る者の如し蓋し思ふに經濟上原因することならん管見あり、目に一丁字を解せざる文盲者在りては傍に常に教師の侍する必要あるを以て、之を一團として教場に列せしむるを可なりとするも、少しく階級の進みたる者在りては教師の傍に侍する必要なを以て、寧ろ開發

教授に依り算術作文圖書簿書等概ね分房内に於て爲さしむるを可とす、之が爲めに分房の利益を犠牲に供す可からず、寧ろ分房と能く相併立して真正の教育法を行ふを得べきものたるを信ず

○囚人書信の自書

受學生の内初級に位する者は、止むを得ず書信の代書を許すと雖も二級以上に位し、いろはのいの字を知りたる者在つては、斷じて代書を許す可からず、自ら書信を認めしむるは即ち是れ教育にして且又自書の書信を父母兄弟に發達せしむるは感化上有効手段の階梯たり

○涼楊漫筆

別 天 生

○監獄改良家の資格

ハワードの年三十の頃葡萄牙に大地震起りリスボン全市此災を被むり天裂け地飛び阿叫號哭、焦熱地獄の沙汰も斯くやと疑ふ計りなりき、翌即ち千七百五十六年氏はリスボン市を見舞はんとて海船に乗組みぬ、途中佛國の海賊に出遭ひ四十八時間絶食の苦を嘗め其の後アレストの地下客に拘收せ

た

何と東西符節を合するが如く監獄改良家なる者は一たび入監の苦辛を嘗めたと謂ふ事績は頗る奇縁てありませぬか、所て予は戯れに諸君に勸告する、監獄改良家たらむと欲せば須らく一たびは入監の身たれと、今日の監獄當局者中入監したる者幾人ありや、大多數の不入監者は何れも資格なき者ならずや、入監せずして監獄改良を絶叫するは嗚呼々間敷至りなりと彼等は笑ひなむ、世路辛き世なれや、監獄改良家たるにも入監の酸辛を嘗めざる可からずとは、羨まじきは累犯者である、彼等は體かの大々的改良家の資格あるものと謂はなければならぬ、諸君は果して犯罪を行ふの勇ありや否や、勇なき者は縦令獄事界に立つと雖も人後に落ちざる可からず、先づ如何なる犯罪を撰ぶべきか其邊の考案今より然かるべし

○被告人の議員選舉

照代の世なれや、身は繫囚たりとも心は不羈自由、選舉權あれば之を行使する何の憚りかあらむ、とて宮城監獄より刑事被告人二名は看守に押送せられつゝ選舉場に溢めりと謂ふ

○民事囚の繫獄

小原先生の監獄經理編に依ると明治八年頃迄は民

られたることは誰しもハワードの傳を讀みたらん者の知る所、殊に監獄學校の生徒諸君杯は百も承知と合點せらるゝならむ、獄制沿革と來ては勇將の下弱卒なして最も趣味深く最も明瞭に講述せらるゝと聞いて居れば生徒の自然之に染むて斯道に明るくなることは當然であります、今一つ白耳義の監獄改良家……と謂へば諸君は直にダクヘチヨイを合點せらるゝでありませう、其のダクヘチヨイでありませう、氏は丁度千八百三十年の革命の煽動者として國事犯の下に入監せられました其の他にもまだあるか知りませぬが今一寸胸に浮んだ監獄改良家の内でも入監者を考へて見たのであります、此兩人は何れも入監に依つて監獄改良の必要を曉つたと謂ふことであります而して我邦の草創の世の監獄改良家たる小原先生の書かれました監獄經理談と謂ふ本の内に記された事柄の内自傳として明治二年七月十一日國事の爲めに同志と共に藩獄に下りまして其の後遂に自宅謹慎を命ぜられましたが同年十月下旬刑部卿に建白して刑部省中に囚獄司を置かれんことを請ひ其の他着々獄制改良の歩武を進めたのは畢竟入監が縁と成つたと謂ふことが書てあります石澤翁も維新の際獄に下りて後監獄事務の刷新を圖るの必要を認めたと過日の演説で聞き及びまし

事詞訟關係人は拘留せられたことである、小原先生の建議に依り同九年一月に至つて之を廢止したと謂ふ、兎に角獄事先覺者たる價値は之にても分る、尙一層進んで

○徒刑流刑の發遣地

を以て北海道の地をじしたるが如きに至つては流石は當時に於て適當の措置を採りたるものと謂ふべきなり、其の後明治十九年小笠原島に東京監獄支署を置き別房留置者三百人を之に移すの設計を不可としたる意見書を警視總監に呈したるが如き、頗る肯綮を得たり

○監獄未來の夢物語

之は近刊の政教時報(第八十四號)に筑漣閣人の銘を打つて登載せられて居る題であります、諷案の樣であつて監獄參觀迄の一段が載せられて居る位のことだが近頃頗る興味深く讀んだものゝ一である、さて筑漣閣人とは誰であらうか筆力の遒勁なる所と見地の確固たる所より推せば何れ斯道に明かると其者の筆としか思はれない、泥長君に伴はれて監獄參觀迄の一段、監獄新聞、懲罰、教育の事項等大略典獄の答辯を掲げ先づ以て讀者をして監獄の内容を想像するを得せしめたるの手腕は中々であつて成る程獄制の進歩(?)は此位まで進む

てあらうと首肯せられる節が多い、所謂二十世紀の監獄は斯るものによ、新文明國に産出したる監獄の模範は此夢物語を實現するものにしてやがて我邦にも渡來するであらう、其の時節の早晚は専ら斯道者の盡力如何に依ることとす、十年後か乃至二十年後か請ふ刮目して觀ん

○虎軍襲來

本年は寅年であつて慥か有名なる飢饉年も寅年であつたと謂ふ噂だから、此の土用前後の雨の多いことと氣候の順當でない爲めに米麥の不作は免れないと云ふ事、何と恐ろしいはありませぬか、夫れに搗て、是れも虎に縁ある虎軍は勢ひ猖獗を極め、既に監獄内に迄侵入した、福岡は幸に今日に至つては餘威を留めないが、つい四五日岡山の監獄へ進撃したと謂ふ警報が傳へられた、戦死者は僅か三人であつたことは勿怪の幸ひ、之だけで濟めば宜いが、桑原く

○囚人授學用の教科書

囚人看讀の教科書を編製すべしとの教誨師の意見もあるが、全體特に教科書を編製するの必要ありや否やは頗る疑問だ、成る程普通の小學校用の教科書を以て直ちに看讀せしむることは或は適切でないかも知れぬ、年齢の長じた者に子供の遊戯法

甚だしき支はあるまい、寧ろ教育の普及を計る上に於て或少數の者に對し完全なる教育を施すよりも多數者を教育したいと謂ふ點から起つたのである、夫れ故に教科書は一定されて居つても教師の考に依つて或は加除しなければならぬ、然るに監獄内の授學者は前陳した通り少數でもあるし、且又年齢の長幼に於て著るしく差異があるから徹頭徹尾適當なる教科書を編製するか出來ぬのみならず尙其の必要を認めないのである、畢竟教科書編製は教育の眞旨を解しない者の説ではあるまいか、予は此點に就て教誨師諸君の猛省を請ひたいのである、兎に角斯る意見の出たのは囚人教育の一進歩として頗ぶる慶ぶべきである

○監獄視察談

一、調治簿は多く醫務所に備付くるの實例なるが一旦轉歸したる分は身分帳に編綴し之を利用するの道に講ぜらるべし兎角相互に分綴せられるのが爲めに醫師以外の官吏は調治簿を参照するの便を缺き又醫師と雖も身分帳の利用の怠り勝なるは必然なり必要な健康状態を知らずには適切なる處遇を加へることは出來まいと思ふ、醫師の方より言はずれば調治簿は成るべく醫務

を書いた者を讀ましむるは不適當の様である、併しそうかと言つて囚人も二十歳以上になつて目に一丁字ない者も澤山ある、また十六歳前後にも此種のものが多い、縱令教科書を編製した所が十二歳の者も二十歳以上の者も同一教科書を繰返さしむることは結局教誨師の意見の如く矢張不適當たるを免かれぬ、そこで教育の要は個人的に依らなければならぬとの教育學の原則を守つて何處迄も勵行しなければならぬ、殊に囚人授學の場合には普通小學校の如く多數の生徒を收容する譯でない、且又起居寢臥共に教師の監督區域を脱しない點から見るに恰も家庭の父母と普通小學校の教師を兼ねて居る様なものである、一層個人的關係を省察することが出来るのである、此等は即ち小學校の教師に比して見ると頗る好地位に在るものと謂はなければならぬ、教育法も個人的に依つて之を異にしなければならぬことが明かである以上は監獄囚人の教科書の編製杯とは畢竟教育を解しない者の言と謂はなければならぬ、夫れならば何故に普通小學校に教科書を採用するかと謂ふ疑が起るのであらうか、個人的の關係で一々教科書迄をも異にしたいことは其の精神とする所であるが年齢と智力との同一程度には同一教科書を採用するも

所に備へ付けて置きたいは由々ならんけれど身分帳の性質利用から考へて見ても是非之は其の内に繰込むことが適當と考ふ、結局は身分帳の利用を成るべく簡便に爲し得らる、工夫が付けば醫師も異論がなからうと思はれる、獨り醫師のみならず一般官吏の身分帳閲覧は兎角主任者の保管上差支支る所だと謂ふ苦情があるが一定の閲覧室を備へて室外に持出さぬことを嚴重に各自注意をすれば身分帳紛亂の弊はなしになる、唯自分の卓上で香氣に閲覧することの出來ぬ不便はあるが此等は宜く忍んで閲覧室へ行つて閲覧記入することに爲れば從て事務の敏捷を計ることも出来る利益があると思はれます

一、新入者の作業監房を指定するに當りましては往々身分帳表紙の二課長三課長の下に業名房名を記入して帳中繰込の作業表に記入を脱する向もありませぬ、表紙の内には必ずしも記入するに及びませぬが若し記入することにすれば監房作業の轉換する毎には必ず訂正の勞を煩はさなければならませぬ、作業表の中には是非此等の記入を欠いてはならませぬ、此の事は能く主任者の注意すべき事柄であらうと思ふ、又六月以下の短期囚は便宜身分帳の様式を省略することが出来るが、苟くも作業を科した以上は作業表

調製の必要があつて是れは省略することが出来なものである、此點も何卒注意せられんことを請ひます

一、一般囚人に對し新入の際の學力等を試験するの方策として或は遵守事項を讀ましめ或は一小紙片に宿所姓名を記載し之を身分帳に貼付し置くが如きは至極の便法であらうと思ふ、之に依りて稍學力程度の判知し得られて書信杯は成るべく自書せしめ看讀書籍の程度も大凡そは想像せられます

一、今一つ作業主任に注意を喚起したいのは作業表の記入方であり、兎角作業表の記入方が粗雑でありまして轉換の場合に記入方を怠り或は休役の場合に記入せざることであり、苟も轉業休役等の事故がありますれば是非とも記入をしなければなりません、夫れも普通、副業として定まつて居る者は一々記入の煩を探ることを出来ぬかも知れないが其の他の者は記入を怠つてはなりません

一、領置工錢の親屬下附は頗る制限を加へなければなりません、工錢の性質から見ましても嚴重に制限を加ふるの必要があります、兎角しますと偽善を装ふの徒が工錢の多額を親屬に下附し而して後逃走を企つる等のことも先例としてなるとを期したいのである、其の方法はと聞かれたらば矢張當局者の眼光に依るの外ないのである

一、領置品の貴重品は何れも金庫に特別保管されて居るが、人別簿の外に此帳簿を備へて一日の下に何點あるかを知るの便に供せしむるは必要であらう、而して此の貴重品帳簿には例へば時計の番號とか印形は印影を採つて置くこと謂ふ風にしたらば間違の起る氣遣がなく精確に處理することが出来る

一、名籍原簿の特徴調は甚だ當にならぬ、精確なことを謂へばベルテヨソ式が本當であらうけれど先づ今日の處では目分量の人相調を遣らなければならぬ、人相調は獨り入監當時計りてなしに在監中の異動も調べて之を訂正しなければなりません、隨分特徴の著るしき證據があるにも拘はらず之が記入を洩らして居つては人相調の効能かない此邊は能く注意すべきこと柄である、且又人相調は名籍主任の書記が從來探つて居るが之れは醫師の職務である、醫師が健康診断を行ふときに採るべきものである、人相は獨り醫師でなければ採れぬと謂ふ譯ではないが、どうせ健康診断を行ふから其の時採る方が便利であるのです

いてはありませぬ、縱令其の様なきが無いとした所が、工錢は濫りに親屬扶助に充つべきでなく、親戚は囚人に依つて衣食すると謂ふことが心得違であるので又事實之を頼りにすることが出来ぬ、工錢は出獄善後の計を立てさせたいと謂ふ精神である以上は嚴重に制限を加ふる必要がある

一、危篤通知は所に依ると役場へ宛てる所もある様だが役場へ宛て、は危篤通知は何にも役に立たぬ、矢張親屬へ直接遣らなければ効能がない、又どうかすると危篤通知と死亡通知と殆んど同時に出すことがある、縱令同時でないとしても僅か四五時の間乃至は一日二日では危篤通知の効能がない、万更無効能と言つて排斥する譯ではないが、つまり面會の餘日位ある様に發贈しなければならぬ、危篤と死亡通知とを同時に發送するは愚の極だ

一、囚人の再入調は兎角不完全たるを免かれぬ、固より極精密に再入調をするを謂ふことは困難であるが、尙一層精密にする餘地がないてもありますまい、結局當局者の炯々たる眼光を以て再犯を看破することが不可能と謂ふ譯ではあるまい、注意の如何に依るのである成るべく注意を慎重にして初入者再入者の正確ならむこと

一、名籍原簿及身分帳の宗教の欄に就ては寺院宗派と共に本人信仰の有無及信仰宗等を掲げて置くことは統計上及教誨上極めて必要であります、領置品倉庫に入つて見ると一種言ふ可からざる臭氣がする、袋中を改めて見れば微が生へて脚胖足袋杯は泥の儘である、囚人も被告人ても携有品は總へて一旦洗濯を施す工夫を講じて貰いたい、勿論下付廢棄すべき者は夫れ方法を盡くすべきであるが、一旦保管と定まつた以上は悉く一應の洗濯をして保管に付した、之が費用は被告人囚人も成るべく勸誘して本人の自辨を以て洗濯せしめ若し本人の費用なきか若くは之を肯んせざる爲めに保管上差支ゆるときは監督の費用を以て洗濯せしむるも可なり、兎に角領置品は成るべく洗濯したものを保管する様にしたい

一、領置品の評價に就ても往々當を失して居るものがある、大凡そ豫め直段を定めて時計は必ず一圓單衣は如何なる良品でも二十錢を超へぬとか甚だ廉に失して居る傾がある様に見受けられます、成るべく相當の直段を付する様にありたい

一、領置金なき者の氏名簿を編製することは必要ではあるまいか、是れは即ち監督上の便利の爲

めてあつて領置金に就ては往々過誤あるを免かれぬ、過誤の原因は種々あるけれども兎に角無金者の人名簿を控へて時々人別帳に當ること入名の監督手段である現在の無金者人名と人別簿人名と合したる者は必ず現在の在監人に當らなければならぬ、此方法のみの監督で、其れて過がないとは無論言はれぬけれども只一の手段に過ぎないのである、差入金、工錢収入額、購求下付支拂高等に就ても無論相當の監督は施さなければならぬ

一、遺留金品は何れの監署にも餘り多数はないこと、信じて居るが、此の處分は成るべく早く片付けたい、相當の親屬のある者は下附の手續をするが法定期限即ち一年以上経過せば斷然慈善費繰入の方法を施して貰ひたい
 一、炊夫掃除夫理髮夫看護夫の撰擇は往々其の當を得て居ない様と思はれる、例へば短期囚の入監以來二三月経過した者を以て之に充つるとか、累犯囚の身體壯健なる者を之に充つるとか、行狀の如何には一向御構へなしに無暗に課役するのはないかと思はれる、工錢も普通囚人の倍額を與へることに爲つて居るし、加之犯則機會を與ふること多いから、餘程行狀善良なる者を以て之に充て、一は恩惠手段とし一は犯

則なからしむる方法として善良囚を撰擇しなればならぬ、別房留置人の中行狀の善い者があれば之に充つるは極めて適當であると思ふ、支署杯には長刑期囚が居ないから炊夫等の撰擇には随分困るであらうが、是れは本署の囚人中放免地の支署近傍に在つて且行狀も可なり(條件が餘程六ケしいから減多にないかも知れぬ)の者を押送して支署に拘禁することにしたらば宜からう

一、監房内の洒掃は矢張在房の囚人をして順番に之に充たらしむる方が宜くはないか、自分の住居は自分が洒掃するが當然であつて且此習慣を養成せしむることが極めて必要であるのであります、他人をして洒掃せしむべきでない、且監房検査も毎日若くは不時にして一層緻密にせられたし、若し房壁杯に樂書などあれば吟味をして相當の懲罰に付せられたい
 一、所に依ると拘置監内の携有品は堆く積んで山を爲し、一家の財産擧つて此房内に在りはしまいかと思はれる監獄も見受けらる、房内の携有品は成るべく一定して夏ならば羽織一枚單衣二枚襦袢二枚足袋一足帶一筋褲二筋履具として四布一枚若くは毛布二枚位にせられたい冬は之に

準じて寢具の一枚も増加すれば可ならむ、兎に角各監一定して成るべく制限せられんことを希望するのであります、唯々監房の少ない處へ携有品の爲めに場所を填充せらるゝは如何にも残念である夫れのみならず不規律極まる、依つて携有物品は成るべく少なからむことを希望するのである

一、空房に常置器具の存してある分を見ると破損して物の用にも立たぬ物も見受けらる眞逆空房の所へ破損物を回はして置く譯でもあるまいが自然空房であると検査も爲さぬから自然破損物があつても氣付かぬのである、空房も時折は中へ這入つて窓の開閉等をして掃除をしなければならぬ其の際破損物も取換へて貰ひたい

統計

明治三十五年六月末日現在全國在監人員表

四 刑 事 被 告 人	三 十 五 年 六 月 末 日	三 十 五 年 五 月 末 日	三 十 四 年 六 月 末 日	前月ニ比較シ		前年ニ比較シ	
				増	減	増	減
別 房 留 置 人	五〇、九二二	五一、六二六	四九、〇三四	—	七〇五	一、八八七	—
監 治 人	八、二四一	八、六八二	七、〇八一	—	四四一	一、一六〇	—
刑 事 人	二一八	二〇三	一五二	—	—	六六	—
合 計	六〇、三九六	六一、五三一	五七、一八九	—	一、一三五	三、二〇八	—

明治三十五年六月末日現在全國在監人員府縣別表

是なり

右三種の得失を較するに

甲、就中近世的形式にして表示する所は死亡又

は勞働不能の原因を探究するに適當なれと

も餘りの複雑なるか爲め或疾病の外は類別

し能はざるものあり

乙、從來最も多く用ゐられたる形式にして統合

には利便多きも表示する所殆んど無意味な

丙、本邦に於ては所詮用ゆへき形式にあらず

監獄統計に用ゆへき死亡原因及び勞働不能原因の

類別は右甲と乙との二形式を折衷し先づ監獄の衛

生上至要なるへき疾病を其性質に依りて配列し次

に其の他の疾病を解剖的系統に基く總括名詞の下

に統合すべく編纂したり乃ち左の如し

- 第一 腸室扶私
- 第二 發疹室扶私
- 第三 再歸熱
- 第四 麻刺里亞
- 第五 痘瘡
- 第六 麻疹
- 第七 猩紅熱
- 第八 再毒
- 第九 實布埤利亞及格魯布

第十 流行性感胃

第十一 赤痢

第十二 亞細亞虎列刺

第十三 百斯篤

第十四 其の他の急性傳染病及傳染性獸疫

第十五 肺結核

第十六 結核性腦膜炎

第十七 腸結核

第十八 其の他の結核

第十九 微毒

第二十 瘧病

第二十一 鏡形ニロ虫病

第二十二 十二指腸虫病

第二十三 瘧腫

第二十四 瘧腫以外の惡新生物

第二十五 脚氣

第二十六 饑臘漢私

第二十七 壞血病

第二十八 貧血及萎黃病

第二十九 其の他の營養變調の疾患

第三十 單純腦膜炎

第三十一 腦出血、腦充血、腦軟化

第三十二 其の他の神經系の疾患

第三十三 精神病

第三十四 急性及慢性の顆粒性結膜炎

第三十五 夜盲症

第三十六 其の他の眼病

第三十七 耳病

第三十八 心臟の器質的疾患

第三十九 化膿性靜脈炎、痔疾

第四十 急性氣管枝炎

第四十一 慢性氣管枝炎

第四十二 肺炎及氣管枝肺炎

第四十三 肋膜炎

第四十四 其の他の呼吸器病

第四十五 齒痛

第四十六 胃の疾患

第四十七 下痢及腸炎

第四十八 霍亂

第四十九 眼瞶、腸管壅塞

第五十 肝臟硬化

第五十一 腹膜炎

第五十二 腎臟炎武雷篤氏病

第五十三 婦人生殖器の疾患慢性病、性病、除ノ

第五十四 皮下結締織炎膿瘍

第五十五 癰腫

第五十六 疥癬

第五十七 濕疹

第五十八 其の他の皮膚病

第五十九 老衰

第六十 中毒

第六十一 外傷

第六十二 變死其、他

第六十三 其の他の疾患

第六十四 不明の疾患

第六十五 死因不詳

此の類別の編纂に方り本邦に於ける一般の死亡統計に用ゐるへき死亡原因の類別並に海外諸國の同上類別と對照し得へからしむるに努め且つ監獄に於ける既往の同一事實と必要なる比較を失せざるやう注意を加へたり

一般に用ゐる勞働不能原因の類別としては此の項目以外に尙ほ多數の必要なる疾病あるへしと雖ども監獄てふ特別の生活状態に在る者の健康觀察を其の主眼と爲したる此の類別に在ては例之幼者にのみ限られたる疾病、妊娠産等に因る疾病、監獄生活か寧ろ其の罹病の機會を尠くす疾病等監獄に於て事實の稀有なるへきものを省略するを以て至當なりと做したり

以下類別中の數項に就き解説す

傳染病豫防法所定八種の外再歸熱、麻刺里亞麻疹、丹毒、流行性感胃を掲げたる比較的多數の

事實あるべきを豫想したるに因る
 破傷風ワキル氏病、膿毒症、敗血症、百日咳、
 流行性耳下腺炎、流行性腦脊髄膜炎の如きは第
 十四項に含むへし
 傳染性獸疫は主として狂大病を豫想したり但し
 炭疽熱皮膚鼻疽「アクチノミコリウス」の如き事
 實ありたるべき此の項に入るへし
 所謂赤痢疑似症、虎列刺疑似症、類似虎列刺の
 如きを傳染病と認めず
 喉頭結核性助膜炎は肺結核の項に入るへし
 腸間膜結核、腹膜結核は腸結核の項に入るへし
 徹毒以外の花柳病（軟下疳、淋疾は第六十三項
 に入るへし）
 眞性新生物の貴重器皮に發したるか爲め勞働不
 能若くは死亡の原因となりたるときは其の貴官
 の項に入るへし項なきときは第六十三項に包含
 せしむ
 脚氣と儂麻質私とは學理の闡明を待ち暫く傳染
 病以外に置きたり
 所謂乳兒脚氣は脚氣の項に入るへし
 儂麻質私の項には急性及び慢性の關節儂麻質私
 及び筋肉儂麻質私を包含すへし
 第二十九項は既往の事實に比較を失はさらんか
 爲めに設けたるものとす即ち糖尿病、尿崩、腺

病、白血病、ウキル氏病、アチソン氏病
 血官病パセドール氏病尙儂病等明治十六年内務省
 所定病類細目要領第二類中此の類別に特別の項
 なきもの總てを包含すへし
 第三十一項の腦充血は死亡原因として腦出血と
 區別し難き場合あるを豫想したるものにして一
 時性腦充血の夜盲症と稱するは特發性夜盲症の
 第三十五項の夜盲症と稱するは特發性夜盲症の
 謂にして他の網膜病に症候として現はるゝ夜盲
 は此の項に入るべき限にあらす
 肺炎と氣管支肺炎との相近似したる性々混同す
 る場合あるを豫想し合せて一項と爲したり但し
 氣管支肺炎の原因明瞭なるものは其の本病の項
 に入ると論を竣たす
 齒痛は普通の意味に云ふ齒痛を指したるものに
 して必ずしも齲齒に限らず
 胃の疾患は主として胃の器質的疾患を指す霍亂
 の爲め特に一項を設けたるは他の類別と比較の
 必要あるに依る病毒侵入の事實なき年次の所謂
 虎列刺は此の項に入るへし
 結核性又は癌性腹膜炎は名其の本項に入るへ
 し
 外科手術の爲めに發したる腹膜炎は其の手術を要
 したる疾病の項に入るべし

産に因する腹膜炎及び婦人生殖器病より波及し
 たる腹膜炎も亦前同断たるへし
 妊娠及び産に因する疾患は總て第六十三項に入
 るへし但し産褥熱は敗血病と同一に處置すへし
 第六十三項は第一項より第六十二項まで列記し
 たるもの以外の疾患にして第六十四項及び第六
 十五項に該當せざる總てを八の如し但し
 此の類別と他の類別とを對照すれば左の如し但し
 第二十八、第三十三乃至第三十七、第三十九、第
 四十五、第五十六乃至第五十八は全然若くは殆ん
 と全く死亡原因たることなきを以て他の類別との
 比較を缺くへし
 其一 内閣統計局所定の死亡統計に用ゐる

- 内閣の類別
- 第一 腸室扶私
- 第二 發疹室扶私
- 第三 麻刺里亞
- 第四 痘瘡
- 第五 麻疹
- 第六 猩紅熱
- 第七 百日咳
- 第八 實布埤里亞及び格魯布
- 第一 監獄の類別
- 第二
- 第三
- 第四
- 第五
- 第六
- 第七
- 第十四中に包含す

- 第九 流行性感胃
- 第十 虎列刺
- 第十一 赤痢
- 第十二 肺結核
- 第十三 結核性腦膜炎
- 第十四 腸結核
- 第十五 爾他の器臟の結核
- 第十六 爾他の傳染病及傳染性獸疫
- 第十七 癩病
- 第十八 癌腫以外の惡性新生物
- 第十九 脚氣
- 第二十 腦膜炎
- 第二十一 腦充血、腦出血、腦軟化
- 第二十二 爾他神經系の疾患
- 第二十三 播瘡、妊娠及び産に因せざる
- 第二十四
- 第二十五
- 第二十六
- 第二十七
- 第二十八
- 第二十九
- 第三十
- 第三十一
- 第三十二
- 第三十三に包含す

其三 明治十六年内務省所定十一病類との比較

第一類 傳染性病	第一乃至第十四、第十九、第二十五、第二十六、第二十七乃至第二十九、第三十、第三十一、第三十二、第三十三、第三十四、第三十五、第三十六	第七類 呼吸器病	第十五、第四十乃至第四十四、第四十七、第四十八、第四十九、第五十、第五十一、第五十二、第五十三、第五十四、第五十五、第五十六、第五十七、第五十八、第五十九、第六十
第二類 發育及營養的病	九、第十、第十一、第十二、第十三、第十四、第十五、第十六、第十七、第十八、第十九、第二十、第二十一、第二十二、第二十三、第二十四、第二十五、第二十六、第二十七、第二十八、第二十九、第三十、第三十一、第三十二、第三十三、第三十四、第三十五、第三十六、第三十七、第三十八、第三十九、第四十、第四十一、第四十二、第四十三、第四十四、第四十五、第四十六、第四十七、第四十八、第四十九、第五十、第五十一、第五十二、第五十三、第五十四、第五十五、第五十六、第五十七、第五十八、第五十九、第六十	第八類 消化器病	第四十六乃至第五十一、第五十二、第五十三、第五十四、第五十五、第五十六、第五十七、第五十八、第五十九、第六十
第三類 皮膚及筋肉病	第五十四乃至第五十八	第九類 泌尿及生殖器病	第三乃至第十二
第四類 骨及關節病	第十八の一部第六十三に包含	第十類 外襲性變死	第六十一、第六十二
第五類 血行器病	第十八の一部第六十三に包含	第十一類 中毒病	第六十
第六類 神經系統及五官病	第三乃至第三十七、第六十	第十二類 死因不詳	第六十五

〇三十五年五、六月中假出獄者人名

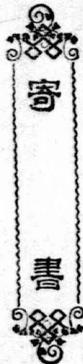
出獄月日	上申官職	認可月日	判決年月日	罪	名	刑名刑期	氏名
五月一日	鳥取縣	四月廿八日	三十年十月二十日	放	火輕懲役六年	岡本	岩藏
五月二日	熊本縣	五月一日	三十年十月十二日	強	盜全	坂本	太作
五月三日	埼玉縣	五月一日	三十年十月十三日	謀	盜全	大島	義松
五月四日	岡山縣	五月一日	三十年十月十四日	謀	盜全	齋藤	信太郎
五月五日	宮崎縣	四月廿八日	三十年三月十八日	約束手形偽造行使	重懲役四年	原田	儀要
五月六日	青森縣	五月二日	七月二十日	官文書毀棄	盜全	三佐	木三郎
五月七日	京都府	五月二日	三十年三月二十七日	謀	殺未遂	佐々木	彦三郎
五月八日	三池集治監	五月五日	二十七年八月廿七日	持	兇器強	重懲役九年九月	萩野久太郎
五月九日	新潟縣	五月六日	三十年九月十五日	放	火輕懲役六年	狩野	次郎
五月十日	京都府	五月七日	三十年十月廿五日	官文書偽造行使	重懲役四年	前森	章太郎
五月十一日	兵庫縣	五月十四日	二十九年四月四日	放	火未遂	輕懲役六年九月	高橋小太郎
五月十二日	新潟縣	五月八日	三十一年一月二十日	官印偽造行使	重懲役五年	井上	勝三郎
五月十三日	新潟縣	五月八日	三十一年一月二十日	官印偽造行使	重懲役五年	井上	勝三郎
五月十四日	新潟縣	五月八日	三十一年一月二十日	官印偽造行使	重懲役五年	井上	勝三郎
五月十五日	新潟縣	五月八日	三十一年一月二十日	官印偽造行使	重懲役五年	井上	勝三郎
五月十六日	新潟縣	五月八日	三十一年一月二十日	官印偽造行使	重懲役五年	井上	勝三郎
五月十七日	新潟縣	五月八日	三十一年一月二十日	官印偽造行使	重懲役五年	井上	勝三郎
五月十八日	新潟縣	五月八日	三十一年一月二十日	官印偽造行使	重懲役五年	井上	勝三郎
五月十九日	新潟縣	五月八日	三十一年一月二十日	官印偽造行使	重懲役五年	井上	勝三郎
五月二十日	新潟縣	五月八日	三十一年一月二十日	官印偽造行使	重懲役五年	井上	勝三郎
五月二十一日	新潟縣	五月八日	三十一年一月二十日	官印偽造行使	重懲役五年	井上	勝三郎
五月二十二日	新潟縣	五月八日	三十一年一月二十日	官印偽造行使	重懲役五年	井上	勝三郎
五月二十三日	新潟縣	五月八日	三十一年一月二十日	官印偽造行使	重懲役五年	井上	勝三郎
五月二十四日	新潟縣	五月八日	三十一年一月二十日	官印偽造行使	重懲役五年	井上	勝三郎
五月二十五日	新潟縣	五月八日	三十一年一月二十日	官印偽造行使	重懲役五年	井上	勝三郎
五月二十六日	新潟縣	五月八日	三十一年一月二十日	官印偽造行使	重懲役五年	井上	勝三郎
五月二十七日	新潟縣	五月八日	三十一年一月二十日	官印偽造行使	重懲役五年	井上	勝三郎
五月二十八日	新潟縣	五月八日	三十一年一月二十日	官印偽造行使	重懲役五年	井上	勝三郎
五月二十九日	新潟縣	五月八日	三十一年一月二十日	官印偽造行使	重懲役五年	井上	勝三郎
五月三十日	新潟縣	五月八日	三十一年一月二十日	官印偽造行使	重懲役五年	井上	勝三郎

出獄月日	上申官職	認可月日	判決年月日	罪	名	刑名刑期	氏名
五月二十日	熊本縣	五月十日	三十年五月二十一日	官印偽造	盜全	田中	信行
五月廿一日	熊本縣	五月十日	三十年五月二十一日	官印偽造	盜全	田中	信行
五月廿二日	熊本縣	五月十日	三十年五月二十一日	官印偽造	盜全	田中	信行
五月廿三日	熊本縣	五月十日	三十年五月二十一日	官印偽造	盜全	田中	信行
五月廿四日	熊本縣	五月十日	三十年五月二十一日	官印偽造	盜全	田中	信行
五月廿五日	熊本縣	五月十日	三十年五月二十一日	官印偽造	盜全	田中	信行
五月廿六日	熊本縣	五月十日	三十年五月二十一日	官印偽造	盜全	田中	信行
五月廿七日	熊本縣	五月十日	三十年五月二十一日	官印偽造	盜全	田中	信行
五月廿八日	熊本縣	五月十日	三十年五月二十一日	官印偽造	盜全	田中	信行
五月廿九日	熊本縣	五月十日	三十年五月二十一日	官印偽造	盜全	田中	信行
五月三十日	熊本縣	五月十日	三十年五月二十一日	官印偽造	盜全	田中	信行
五月三十一日	熊本縣	五月十日	三十年五月二十一日	官印偽造	盜全	田中	信行
五月三十二日	熊本縣	五月十日	三十年五月二十一日	官印偽造	盜全	田中	信行
五月三十三日	熊本縣	五月十日	三十年五月二十一日	官印偽造	盜全	田中	信行
五月三十四日	熊本縣	五月十日	三十年五月二十一日	官印偽造	盜全	田中	信行
五月三十五日	熊本縣	五月十日	三十年五月二十一日	官印偽造	盜全	田中	信行
五月三十六日	熊本縣	五月十日	三十年五月二十一日	官印偽造	盜全	田中	信行
五月三十七日	熊本縣	五月十日	三十年五月二十一日	官印偽造	盜全	田中	信行
五月三十八日	熊本縣	五月十日	三十年五月二十一日	官印偽造	盜全	田中	信行
五月三十九日	熊本縣	五月十日	三十年五月二十一日	官印偽造	盜全	田中	信行
五月四十日	熊本縣	五月十日	三十年五月二十一日	官印偽造	盜全	田中	信行
五月四十一日	熊本縣	五月十日	三十年五月二十一日	官印偽造	盜全	田中	信行
五月四十二日	熊本縣	五月十日	三十年五月二十一日	官印偽造	盜全	田中	信行
五月四十三日	熊本縣	五月十日	三十年五月二十一日	官印偽造	盜全	田中	信行
五月四十四日	熊本縣	五月十日	三十年五月二十一日	官印偽造	盜全	田中	信行
五月四十五日	熊本縣	五月十日	三十年五月二十一日	官印偽造	盜全	田中	信行
五月四十六日	熊本縣	五月十日	三十年五月二十一日	官印偽造	盜全	田中	信行
五月四十七日	熊本縣	五月十日	三十年五月二十一日	官印偽造	盜全	田中	信行
五月四十八日	熊本縣	五月十日	三十年五月二十一日	官印偽造	盜全	田中	信行
五月四十九日	熊本縣	五月十日	三十年五月二十一日	官印偽造	盜全	田中	信行
五月五十日	熊本縣	五月十日	三十年五月二十一日	官印偽造	盜全	田中	信行
五月五十一日	熊本縣	五月十日	三十年五月二十一日	官印偽造	盜全	田中	信行
五月五十二日	熊本縣	五月十日	三十年五月二十一日	官印偽造	盜全	田中	信行
五月五十三日	熊本縣	五月十日	三十年五月二十一日	官印偽造	盜全	田中	信行
五月五十四日	熊本縣	五月十日	三十年五月二十一日	官印偽造	盜全	田中	信行
五月五十五日	熊本縣	五月十日	三十年五月二十一日	官印偽造	盜全	田中	信行
五月五十六日	熊本縣	五月十日	三十年五月二十一日	官印偽造	盜全	田中	信行
五月五十七日	熊本縣	五月十日	三十年五月二十一日	官印偽造	盜全	田中	信行
五月五十八日	熊本縣	五月十日	三十年五月二十一日	官印偽造	盜全	田中	信行
五月五十九日	熊本縣	五月十日	三十年五月二十一日	官印偽造	盜全	田中	信行
五月六十日	熊本縣	五月十日	三十年五月二十一日	官印偽造	盜全	田中	信行
五月六十一日	熊本縣	五月十日	三十年五月二十一日	官印偽造	盜全	田中	信行
五月六十二日	熊本縣	五月十日	三十年五月二十一日	官印偽造	盜全	田中	信行
五月六十三日	熊本縣	五月十日	三十年五月二十一日	官印偽造	盜全	田中	信行
五月六十四日	熊本縣	五月十日	三十年五月二十一日	官印偽造	盜全	田中	信行
五月六十五日	熊本縣	五月十日	三十年五月二十一日	官印偽造	盜全	田中	信行
五月六十六日	熊本縣	五月十日	三十年五月二十一日	官印偽造	盜全	田中	信行
五月六十七日	熊本縣	五月十日	三十年五月二十一日	官印偽造	盜全	田中	信行
五月六十八日	熊本縣	五月十日	三十年五月二十一日	官印偽造	盜全	田中	信行
五月六十九日	熊本縣	五月十日	三十年五月二十一日	官印偽造	盜全	田中	信行
五月七十日	熊本縣	五月十日	三十年五月二十一日	官印偽造	盜全	田中	信行
五月七十一日	熊本縣	五月十日	三十年五月二十一日	官印偽造	盜全	田中	信行
五月七十二日	熊本縣	五月十日	三十年五月二十一日	官印偽造	盜全	田中	信行
五月七十三日	熊本縣	五月十日	三十年五月二十一日	官印偽造	盜全	田中	信行
五月七十四日	熊本縣	五月十日	三十年五月二十一日	官印偽造	盜全	田中	信行
五月七十五日	熊本縣	五月十日	三十年五月二十一日	官印偽造	盜全	田中	信行
五月七十六日	熊本縣	五月十日	三十年五月二十一日	官印偽造	盜全	田中	信行
五月七十七日	熊本縣	五月十日	三十年五月二十一日	官印偽造	盜全	田中	信行
五月七十八日	熊本縣	五月十日	三十年五月二十一日	官印偽造	盜全	田中	信行
五月七十九日	熊本縣	五月十日	三十年五月二十一日	官印偽造	盜全	田中	信行
五月八十日	熊本縣	五月十日	三十年五月二十一日	官印偽造	盜全	田中	信行
五月八十一日	熊本縣	五月十日	三十年五月二十一日	官印偽造	盜全	田中	信行
五月八十二日	熊本縣	五月十日	三十年五月二十一日	官印偽造	盜全	田中	信行
五月八十三日	熊本縣	五月十日	三十年五月二十一日	官印偽造	盜全	田中	信行
五月八十四日	熊本縣	五月十日	三十年五月二十一日	官印偽造	盜全	田中	信行
五月八十五日	熊本縣	五月十日	三十年五月二十一日	官印偽造	盜全	田中	信行
五月八十六日	熊本縣	五月十日	三十年五月二十一日	官印偽造	盜全	田中	信行
五月八十七日	熊本縣	五月十日	三十年五月二十一日	官印偽造	盜全	田中	信行
五月八十八日	熊本縣	五月十日	三十年五月二十一日	官印偽造	盜全	田中	信行
五月八十九日	熊本縣	五月十日	三十年五月二十一日	官印偽造	盜全	田中	信行
五月九十日	熊本縣	五月十日	三十年五月二十一日	官印偽造	盜全	田中	信行
五月九十一日	熊本縣	五月十日	三十年五月二十一日	官印偽造	盜全	田中	信行
五月九十二日	熊本縣	五月十日	三十年五月二十一日	官印偽造	盜全	田中	信行
五月九十三日	熊本縣	五月十日	三十年五月二十一日	官印偽造	盜全	田中	信行
五月九十四日	熊本縣	五月十日	三十年五月二十一日	官印偽造	盜全	田中	信行
五月九十五日	熊本縣	五月十日	三十年五月二十一日	官印偽造	盜全	田中	信行
五月九十六日	熊本縣	五月十日	三十年五月二十一日	官印偽造	盜全	田中	信行
五月九十七日	熊本縣	五月十日	三十年五月二十一日	官印偽造	盜全	田中	信行
五月九十八日	熊本縣	五月十日	三十年五月二十一日	官印偽造	盜全	田中	信行
五月九十九日	熊本縣	五月十日	三十年五月二十一日	官印偽造	盜全	田中	信行
五月一百日	熊本縣	五月十日	三十年五月二十一日	官印偽造	盜全	田中	信行

斯くの如くにして監獄の類別は他の類別と比較對照し得べきものとす

四級停下屬
七月二十六日
依願免本官
任岩手縣典獄
飯高等官八等
六級停下屬

岩手縣典獄 福島 武司
岩手縣典獄 福島 武司
北海道監獄書記兼看守長 川口 雄期



囚人教育の卑見

鳥取市 國司 廣勝

新築の設計と半ば既成のもの、變更を加えて完成するとは自然差違ある如く普通の子弟を教育すると犯罪者の教育とは多少其の趣きを異にす業に其區別ありと認識せば教育上幾分か斟酌工夫を加へねばならぬことは最も明易き見解なり去れど教育なる名辭には多様の意味を含蓄すれど其の目的とする所は人類の共同生活に獨立せる一個人を産出するにあり由來教育を蕭陶と云ふは教育者の高尚なる理想に畫化され知らず識らず完全の徳器となるを云ふ教育は決して漆屋の如く上より塗るものにあらずして陶工の埴土を摸型に當て箝そ土をして土瓶たらしむるか花器たらしむるかを曉らせずして土瓶を製り花器を出すを企し知識徳義を訓

諭のものに比するに情慾の發達は著しく増進し有ゆる不良の習慣に馴熟し狡猾邪智に饒み一時通れの根性と爲り深く將來に對する觀念誠とに儼なり外貌無邪氣の風を裝ひ温和の體裁を衒ひつゝあるは殆ど彼等の通有性とも云はるべく却りて不謹慎なりと云はるゝものに善良の分子を見ることあり故に往々鑑識を誤り様々の不幸を醸成せしむることなしとも料れず中々一般の準繩を以て律す可らざるや炳焉たり其之を教授するに特別なる教科書を作製し之れが調和を計らんとする論者なきにも非されども此れ皮相の觀を脱せざる淺見者流の好題目となりて幾回か繰り回へさせざるあり然れば教科書の如きは更に頓着せざる可打々最も注意を拂はざる可らず併し年齢の長幼より計算せし想像的の説には雷同し難し試みに思へ大人が外國語を學ぶに他國の兒童の學習する讀本を青壯年にして犬か走る鶏か巢に在りなど教授さるゝは迷惑なれば複雑なる難文字に非れば不適當なりとせんか縱令年齢に長幼あるも或る知識の欠乏を補はんには尋常小學一年の教科書を十六七歳のものに擬するも敢て不當にも非るべく又秩序的を不秩序的に改竄せんなどは尤も方外の沙汰なり左なくとも犯罪者は秩序を厭ひ亂雜無制限を喜ぶ弊風あるに於てをや抑々教科書は教育する機關の一分に

練し由りて品性を高尚ならしめ心意を強堅ならしむることに努むるにあり廣き意義に於ける教育は汎然渺漠にして捕捉する能はざるの感あれど狭き意味の教育即ち囚人教育に附て余か卑見を語らしめよ

アリストテレス曰く人を善良に徳義ならしむるには三個の要素あり第一自然第二習慣第三道理なり而して自然と習慣は道理にて幾分か變更することを得而して教育の要は其自然を活潑に精神に勇敢ならしめ情慾をば道理にて裁制することを得る而して習慣と道理とが一致並行するときには最も善き調和が出来るものなりとは教育者の味ふべき鐵言ならずや余多年間囚人教育の實驗に徴するに犯罪者の身心は甚だ不自然にして萎縮し意氣銷沈活氣無く陰鬱驕驕勇敢進趣の氣概乏し彼等不幸に美はしき家庭の露に濡はす偏僻執拗の嚴文邪曲陰險の繼母に苛責叱咤せられ狂風暴雨の厄常に免れず反抗的暴戾逆施癡狂の陰性に懷くに至れるあり早く慈父に離れ慈母の偏愛に馴れ放縱に遊惰に淫逸に傾斜したるあり或は父母を知らざる野生的生物唯た四邊不良の境遇に刺撃感化せられし徒もありて總て幼時天真の恩波に浴せず自然の妙味を解せず殆ど人間生活の狀態を辨知するもの甚た少きは誠とに憐れむべきものならずや之を普通の同年

して教科書を授くるのみを教育なりと思ふ可らず教育は訓練を最も重しとし教授は其の次なり特に犯罪者教育は訓練に意を注がざれば殆んど無用の費物たらんとす
スペンサー曰く智識ありて道徳の欠乏せるは技藝ある惡魔にしてその智識たる往々にして危險傾邪たらざるはなきなりと徒らに教育者が教科書を讀み無暗に智育の注入に華々たるも根本心意の徳性涵養の訓練に努めざれば恰も盜に糧を資するのみ何等の効驗あらんや
大抵教育とは毎日二三時間讀書數學作文等の形式的教授のみを教育と心得られ之を克せば教育の能事畢れり一週一二回の修身談を以て徳育の訓練完きを得たりと速了さるゝ如きは未だ教育の要領を得たりとは云はれず先づ人を教育せんには被教育者よりは十倍以上の學識徳行を有し數多の科學を咀嚼し消化して誠と溫和着實に諄々誨へて倦まず致々力めて止まず或は發奮興起せしめ或は抑壓制止し自在に心意を操縱し彼れ被教育者の心腹を得一言一行模範となり教科となり凡ての標本たるべく慈父慈母を一身に兼有し左に教鞭を執り右に椅子を持ち寬嚴宜しきを得ざるは多數の悦服を得ざるなり成るべく個人の心性を察し積極的に誘導啓發し心氣を廣潤ならしめ卑屈固陋の惡風を消滅

し鋭意専心勇邁の氣風を助長し消極的禁壓制止するよりも寧ろ個人の道德的骨髄を強堅ならしむるやう訓育鍛練し十分遂行力を喚起せざる可らざるも極端なる忠臣孝子節婦の事蹟や不可能なる冒險的事實は勉めて避けざる可らず兎に角可能的事實の談話を平易簡明に彼等の心裏に印象せしむべく導かざる可らず素より智育の教授に於て注象的過度の教育は不可なる如く德育の訓練に於ても亦同様な余今更に説明の便宜を思ひ智育を教授し訓練を徳義に配せしも實は互影互顯にして劃然區分のものにあらず去れば教科書中に智育德育併説さるゝとはいへ鶉鷓口調に甲の口より乙の耳に鼓吹し乙の唱和し丙丁亦た然りと云ふ鹽梅にては全く形式の教授に流れ智徳の鍛練には効果乏しき欠漏を補ふは教師の責務なれば教科書の可否最も關係あり然れども教育の主眼が共同生活の一個人の獨立せるものを産出するにありとせば成る可く地方々々の社會に共通せる教科書を採用し教授せは異日善良の社會に復歸したる時に利便尠からず出來得る限りは普通社會と隔絶獨棲する感念を排し彼此人格の大なる區別を見ざる位に誘導するを適宜の方法ならんと信ず犯人は一度必らず社會の一人となりて復歸せるものなりとの感念は胸裡より脱却することは出來ざるなり此を以て教科書も

その地方に在るものと同一にせねばならぬことは素より當然の事なるべし又た被教育者が出入頻繁にして或もは預定の學科を修了せずして放免し最も短期の十五日或は一月月位のものには教育は無効なりと断定せるもの多き様なれば此は教育を學科の教授とのみ思はるより起りしことにて實際教育に従事したる経験より云へは十日なれば十日の効あり一月月なれば一月月の効あり之も教育を單に被懲の師とのみ考へ帶に短し釋に長し中途半端の片輪物は何にもならぬと云ふ比較上より三年修了して完器を爲すものを五日十日の工を加へたと何等の利益なかるべしと思へるのみ畢竟教育は不可見の心意の鍛練と可見の教授の二様あり一紙半葉の教授も訓育宜しきを得ば可効となり數冊の教授も遺り方にては無効と爲る如何なる無教育者も三年間修了せば往復文を認め得べきも十日十五日位では葉書一枚も書かぬと云ふ單純なる外觀より教育の効果如何は定難し此れ世間一般の所謂教育と犯罪者の教育の多少趣きを異にせる所にて大工左官などの技藝ならば五日十日更に實益もなからんが精神上の鍛練は一日は一日の効あり一月月は一ヶ月の効あり猶此の教育の目的は他日一人前の人とな爲るに要する補助資糧とし國家が慈惠的に行なふべきものとすときは強ち各地適宜

に預定せる學科を修了する否とは枝葉の語にて一ヶ月にて一個人となる資格に達するもあり或は六七年にして猶ほ社會の一個人たるに適せざるもあるべく刑の長短に依り教育すべし爲すべからずと預斷するは不可なるべし教育と技藝と同一視し難ければ敢て時日の長短は問ふべきものに非るべく思はる教育には自から感化の意義をも具ふるものなれば身心發達の終期節は貳十五歳未滿の血氣の青年には注象的教誨よりも根本心智を補充せん爲に必要の學科を教授し智識の蒙を啓きて將來進むべき光明を與へ未來の希望を奮起せしめて敢爲の氣象を獎勵し健全なる進路を辿らせしめて敢徳性の鼓吹に努めなば正に累犯の數を減すべし然らば個人の慶兆のみならず亦た國家の幸福なり此般の消息は容易く世人の同情を博することは出來ざる迄も已上余か確信する大要を披瀝せしのみ賢明なる識者領諾するや否や

看守教養に就て希望

網走分監 北 寒 子

夫れ監獄改良とは何邊を指して云ふが之れ取も不直教養感化にあると信して不疑るは獄務要書中に曰く監獄改良は物に存せずして人に存すとあり嗚

呼實に然り依て政府に於ては警察監獄學校なるものを起し以て既に三回の生徒を養成せられたるにあらずや將來は漸次改良の好果を見るは必定と鶴首相待ち居るものなり然るに余輩の熟々考ふは是等の進歩にては容易に充分の効績を見るを得ざるやの疑ひなき不能の點あり如何んとなれば緊要なる看守其人の素養の薄きを憂ふ假令は看守の囚人に於けるや母子の關係を有するものにして現今の状態を見るに恰も無教育の婦人が文明風の話を開き手加減を爲して養育するが如き觀あり彼れ囚人が益々増長の風あるも之れを押ゆるの手段なきもの、如し之れを矯正柔順ならしめんとするには是非直接戒罰に相當する官吏たるもの教育家を氣取り彼れ囚人の嗜爲する處の書籍等を講讀し又復た目は一丁字なきものには努めて金釘流にても往類文位を綴り得る様に知得せしめなば如何なる無類僕と雖も之れ固と感情的の囚人種なれば多少信類の念起るならんと思慮せり依之觀是は從來の看守たるものは形成的の試験を修め實績の傍ら僅々二ヶ月の教習にては週四上到底遺憾なき不能の感あり近々に至りては警察監獄學校卒業生の上官より時折感化改良上の訓授の演說等を承まはるも終日直立勤務の看守には綿の如く疲れ又晨の早起き等を願慮せば心に急きて研究の餘地を不與自然知

も鈍きものと確信せり仰き願はくは茲に某學校を設けられ看守にも教習せられ度く切望す然而書記看守長は一ヶ年とあれは元來素養の薄き看守輩には特に二ヶ年も教習を施され度きものなり嘗て岳洋先生の語に曰く治獄の各般の事幾んど看守の職務に關係せざるはなく其弛張の分るゝ處亦一に懸て看守の力にありと謂はれしが斯る重要な職務に當るもの殊に素養の充分を要す然らざれば百年清河を待つも改良の事期して得る不能ものなり看守の教養は刻下の急務と思考せり因て學校設置の事切望に堪へざる所以なりと敢て述ぶ

會 告

○クルーゼン氏送別品寄贈者

人名

壹圓五十錢

大阪府

拾圓

神奈川縣

留岡 幸助
磯村 政富

田中 義達
外 署員 一同

壹圓五十錢
五拾錢づゝ

兵庫縣

壹圓五十錢
五拾錢づゝ

長崎縣

壹圓五十錢
七拾錢
五拾錢
四拾錢づゝ

有馬四郎助
小澤千代藏
山科 凌雲
向島鐵之助

西村 茂範
鈴木 信彌
花房 榮教
島田 榮藏
山崎 柳藏
河合 邦實
吉松 邦實

黑澤 迪
秋山平八郎
本野米一郎
由井 金驥
石田又太郎



正 誤

前號所掲法學士警視松井茂君の司法警察に就てと題する論稿中

十頁十四行及十五行賣行養子は媒合容止の誤
十一頁四行警察署は警視廳の誤
十一頁七行目の次に「則ち風俗警察は千八百七十七年に

於ては刑事警察の部よりは分離せられたりと雖も千八百八十六年三月二十一日の訓令にて又々第四局の一部に編入せらるゝに至りました」の項を脱す

